

香川県報



号 外

平成 18 年

3月28日(火曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

条 例

●香川県市町合併推進審議会条例	（自治振興課）	一〇
●香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例	（情報政策課）	一一
●知事等の給与等の特例に関する条例（政策課 人事・行革課 教育委員会）	（政策課）	一三
●香川県障害者介護給付費等不服審査会条例	（障害福祉課）	一八
●香川県身体障害者社会参加支援施設条例	（政策課）	一九
●香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例	（政策課）	二一
●特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	（政策課）	二七
●香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	（県民参画課）	二八
●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	（県民参画課）	二八
●香川県立図書館条例及び香川県立図書館条例の一部を改正する条例	（法務文書課、教育委員会）	二九
●香川県行政手続条例の一部を改正する条例	（法務文書課）	二九
●香川県職員定数条例の一部を改正する条例	（人事・行革課）	二九
●職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	（人事・行革課）	二九
●香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例	（人事・行革課）	八二
●知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例	（人事・行革課）	九三

●職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（職員課、障害福祉課）	九八
●障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（職員課、障害福祉課）	九八
●香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（環境管理課、長寿社会対策課、住宅課）	一〇一
●香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（長寿社会対策課）	（環境管理課、長寿社会対策課、住宅課）	一〇三
●附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	（子育て支援課）	一〇三
●香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	（障害福祉課）	一〇三
●食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例	（生活衛生課）	一〇五
●香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	（生活衛生課）	一〇八
●香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県立病院課）	（生活衛生課）	一一四
●香川県計量検定所条例の一部を改正する条例	（経営支援課）	一一五
●香川県立農業大学校条例の一部を改正する条例	（農業経営課）	一二二
●香川県港湾管理条例の一部を改正する条例	（港湾課）	一二三
●香川県営住宅条例及び高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	（都市計画課、住宅課）	一二六
●公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	一二六
●栄養教諭制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例	（教育委員会）	一四〇
●産業教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	一四〇
●定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	一四〇
●教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	一四一
●香川県立学校職員及び香川県市町立学校職員負担教職員定数条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	一四一

- 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例 () " () 一四二
- 香川県少年自然の家条例の一部を改正する等の条例 () " () 一四三
- 香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (公安委員会) 一四三
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 () " () 一四四
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 () " () 一四五
- 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 () " () 一四六
- 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (水道局) 一四六
- 香川県精神保健福祉審議会条例を廃止する条例 (障害福祉課) 一四七
- 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例を廃止する条例 (労働政策課) (畜産課) 一四八
- 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例 (教育委員会)

本号で公布された条例のあらまし

- 香川県市町合併推進審議会条例(平成十八年香川県条例第二号)
- 1 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の施行により、都道府県は、総務大臣が定めた自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針に基づき当該都道府県の区域内における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるに際して、意見を聴くための合議制の機関を置くものとされ、当該合議制の機関に関し必要な事項は条例で定めるとされたため、この条例を制定することとした。
 - 2 公布の日から施行することとした。

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年香川県条例第三号)

- 1 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百四十九号)の施行により法令に基づき民間事業者等に保存が義務付けられている書面の電子保存を容認するための法整備が行われたことを考慮して、同法の適用を受けない条例等に基づき民間事業者等に保存が義務付けられている書面の電子保存を容認するようにするための共通する事項を定めることにより、情報通信の技術を利用した情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図るため、この条例を制定することとした。
- 2 民間事業者等は、保存等のうち他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、書面の保存等に代えて電磁的記録による保存等を行うことができることとし、その具体的な方法については、規則で定めることとした。
- 3 平成十八年四月一日から施行することとした。

知事等の給与等の特例に関する条例(平成十八年香川県条例第四号)

- 1 財政再建方策に基づき、知事、副知事、出納長等の特別職の職員及び一般職の職員の給与並びに行政委員会の委員等の報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定することとした。
 - 2 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、平成十九年三月三十一日限り、効力を失うこととした。
- 香川県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年香川県条例第五号)
- 1 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の規定による市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求の事件を取り扱わせるため、同法第九十八条第一項の規定に基づき「香川県障害者介護給付等不服審査会」を

- 設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県身体障害者社会参加支援施設条例（平成十八年香川県条例第六号）

- 1 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の制定に伴う身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の改正により、障害者福祉施設体系が変更され、従来視聴覚障害者情報提供施設として身体障害者更生支援施設の中に分類されていた香川県視覚障害者福祉センター及び香川県聴覚障害者福祉センターについては、新たに身体障害者社会参加支援施設の中に分類されることとなったので、身体障害者社会参加支援施設条例を新たに制定することとした。
- 2 平成十八年十月一日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第七号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第八号）

- 1 県債の借換え及び県債の償還に係る経理を明確にするため、県債管理特別会計を新たに設置することとした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第九号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部が改正されたこと等を考慮し、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十号）

- 1 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づく書面の保存等電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うに当たり必要な事項を定めるとともに、特定非営利活動法人の設立の認証の申請等における手続の簡略化を図るため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県立文書館条例及び香川県立図書館条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十一号）

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴い、管理の委託に関する規定を削除する等関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県行政手続条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十二号）

- 1 行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十三号）

- 1 行財政改革による職員数の削減をより着実に進めるため、職員の定数について実人員に沿った見直しを行うこととした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十四号)

- 1 香川県人事委員会による平成十七年十月十九日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨に基づき、国家公務員との均衡等を考慮し、次のとおり改正することとした。

(一) 給料表の級及び号給の構成を改め、職員の給料月額を引き下げることとした。

(二) 職員の昇給は、勤務成績に応じて行うこととし、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(管理又は監督の地位にある職員はあつては、三号給)とすることとした。ただし、五十五歳を超える職員の昇給の号給数は、二号給とすることとした。また、職務の級における最高の号給を超えて昇給しないこととした。

(三) 職員の初任給調整手当、扶養手当及び農林漁業普及指導手当の月額を引き下げることとした。

(四) 職員の調整手当を廃止し、新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に勤務する職員等に対し、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、地域手当の級地の区分に応じて定める割合等乗じて得た額を支給することとした。

(五) 職員の期末手当又は勤勉手当の支給割合を引き上げることとした。

- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十五号)

- 1 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部改正により、退職手当制度について、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるため、中期勤続職員の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設する等の構造面の見直しが行われた国家公務員との均衡等を考慮し、所要の改正を行うこととした。
- 2 退職手当の額は、退職手当の基本額に役職別の貢献度に応じた退職手当の調整額を加えて得た額とすることとした。
- 3 退職手当の支給率について、中期勤続職員の支給率を引き上げるとともに、長期勤続職員の支給率を微減させることとした。
- 4 平成十八年四月一日から施行することとした。

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十六号)

1 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部が改正されたこと等を考慮して知事等の受ける期末手当の支給割合を改定し、及び常勤の監査委員の受ける退職手当の額の特例を定めるため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十八年四月一日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十七号)

1 社会経済情勢の変化、業務の特殊性及び国家公務員等との均衡を考慮し、特殊性の低下した業務に係る特殊勤務手当を廃止するなど特殊勤務手当全般にわたって、その種類、支給範囲及び支給額等について見直しを行い、所要の改正を行うこととした。

2 職員の消防訓練業務手当、分べん介助業務手当、速記手当及び理学療法業務手当を廃止するとともに、細菌検査業務手当、放射線取扱手当、防疫作業

手当及び麻薬取締業務手当をそれぞれ他の特殊勤務手当に統合することとした。

3 職員の県税事務手当、狂犬病予防等業務手当、と畜検査業務手当、社会福祉業務手当、結核患者訪問手当、感染症等治療業務手当、精神病治療業務手当、夜間看護等手当、児童福祉業務手当、知的障害者福祉業務手当、職業訓練業務手当、農業経営者養成手当、家畜保健衛生業務手当、用地交渉等業務手当、特殊現場作業手当及び特殊現場指導業務手当の支給範囲又は支給額等を改めることとした。

4 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は同年六月一日から、一部の規定は平成十九年四月一日から施行することとした。

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十八年香川県条例第十八号）

1 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は同年十月一日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十九号）

1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務及び対象となる市町を追加するため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第二十号）

1 香川県介護保険財政安定化基金の現在の積立額と今後の基金事業に要する費用の額を考慮し、市町から徴収する拠出金の額を決定するため、所要の改

正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第二十一号）

1 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、保育士試験の実施に関する事務の全部を指定試験機関に行わせることに伴い、県として保育士試験委員を選任する必要がなくなったため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第二十二号）

1 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンターについて、従来の身体障害児・者への支援だけではなく、高齢者への支援など、その役割が拡大してきていることを踏まえ、施設名称を変更するとともに、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の制定に伴い所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一から施行することとした。ただし、一部の規定は、同年十月一日から施行することとした。

食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第二十三号）

1 近年、BSE問題や偽装表示問題などを契機として食品の安全への関心が高まる中、国においては、「食品等事業者が実施すべき管理運営に関する指針（ガイドライン）」が策定されたところである。このため、このガイドラインの内容を踏まえ、食品の安全性をより一層確保するため、現在定めている食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準について、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第二十四号)

- 1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目的に加えることとした。
- 2 飼い主等の責務、人と動物に共通する感染症の調査等、市町等の協力について定めることとした。
- 3 飼い主の遵守事項に、離乳前の動物の譲渡制限等を加えるとともに、猫の飼い主の遵守事項について定めることとした。
- 4 危険な動物に係る許可関係の規定が法律で規定されたことによる関係規定の整備を行うこととした。
- 5 動物の引取り、収容等について定めることとした。
- 6 平成十八年六月一日から施行することとした。

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第二十五号)

- 1 県立病院の利用及び運営の状況を考慮し、その診療科目及び病床数について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県計量検定所条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第二十六号)

- 1 香川県計量検定所が行う計量器の検定、検査等の手数料をその内容に応じた区分等に見直すとともに、新たに有償による受託検査及び検査結果証明書発行を行うため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県立農業大学校条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第二十

七号)

- 1 県立高等学校等に係る手数料との均衡を図るため、新たに、香川県立農業大学の学生又は研修生であった者の証明に係る手数料を徴収することから、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第二十八号)

- 1 港湾等の公共水域において、一部無秩序に放置されているプレジャーボートに起因する船舶航行への支障、港湾環境の悪化等が社会問題化していることから、県管理港湾における適切な公共水域の利用を確保するため、プレジャーボートその他の小型船舶の保管のための施設として「小型船舶泊地」及び「詫間港ポートパーク」を新たに整備すること並びに高松港湾港施設の野積場使用料の均衡を図るため、使用料の区分の見直しを行うこと等に併い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十八年五月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、同年四月一日から施行することとした。

香川県営住宅条例及び高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第二十九号)

- 1 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第三十号)

- 1 香川県人事委員会による平成十七年十月十九日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨に基づき、国家公務員との均衡等を考慮し、次のとおり改正することとした。

(一) 高等学校等教育職給料表及び中学校及び小学校教育職給料表の号給の構成を改め、職員の給料月額を引き下げることとした。

(二) 職員の昇給は、勤務成績に応じて行うこととし、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（管理又は監督の地位にある職員にあっては、三号給）とすることとした。ただし、五十五歳を超える職員の昇給の号給数は、二号給とすることとした。また、職務の級における最高の号給を超えて昇給しないこととした。

(三) 職員の扶養手当の月額を引き下げることとした。

(四) 職員の勤勉手当の支給割合を引き上げることとした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

栄養教諭制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十八年香川県条例第三十一号）

1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）の施行により新たに設けられた栄養教諭制度を導入するため、栄養教諭の給与等に関し、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

産業教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十二号）

1 産業経済の発展や産業教育を取り巻く環境の変化を考慮し、産業教育手当の額について所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十三号）

1 社会経済情勢の変化や定時制教育及び通信教育を取り巻く環境の変化を考慮し、定時制通信教育手当の額について所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十四号）

1 知事等の期末手当の支給割合との均衡を考慮して教育長の受ける期末手当の支給割合を改定し、及び教育長の受ける退職手当の額の特例を定めるため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十五号）

1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十六号）

1 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金について、貸付けを受けようとする者のニーズに対応した運営を図るとともに、その者の負担を軽減するため、次のとおり改正することとした。

(一) 修学資金の月額を、五千元、一万円又は一万四千元のいずれかとすることとした。

(二) 連帯保証人の人数を、一人とすることとした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県少年自然の家条例の一部を改正する等の条例（平成十八年香川県条例第

三十七号)

1 香川県立五色台少年自然の家及び香川県五色台野外活動センターを統合し一体的な運営を行うため、香川県少年自然の家条例の一部を改正するとともに、香川県五色台野外活動センター条例を廃止する等所要の改正等を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第三十八号)

1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民が真に求めている安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

警察職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第三十九号)

1 社会経済情勢の変化等を考慮し、特殊性が低下した勤務の特務勤務手当を廃止するなどその種類及び支給範囲について、所要の改正を行うこととした。

2 警察職員の火薬類取扱等手当、運転免許路上試験手当、高所手当及び有害物取扱手当を廃止するとともに、交通取締用自動車・警ら用無線自動車運転手当を交通捜査等手当又は警ら手当に統合することとした。

3 警察職員の犯罪捜査手当及び夜間特務業務手当の支給範囲を改めることとした。

4 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第四十号)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第

百二十二号)の一部改正により、無店舗型性風俗特殊営業のうち派遣型ファッションヘルスの営業形態の一つである受付所営業を店舗型性風俗特殊営業とみなして、営業の場所及び時間について条例で規制できることとされたことに伴い、これらを規制するため所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年五月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第四十一号)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部改正により、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があった場合に、その者に届出確認書を交付する手続が新たに設けられたことに伴い、これに関する手数料を徴収するため所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年五月一日から施行することとした。

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第四十二号)

1 民間における賃金との均衡を考慮して、調整手当を廃止し新たに地域手当を設けるため、所要の改正を行うこととした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県精神保健福祉審議会条例を廃止する条例(平成十八年香川県条例第四十三号)

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)が改正され、これまで都道府県に必置とされていた地方精神保健福祉審議会については、都道府県は条例で置くことができることとなったが、本審議会の必要性について検討したところ、本審議会の役割及び機能は香川県障

害者施策推進協議会等で代替することができること等から、本審議会を廃止するため、この条例を廃止することとした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例を廃止する条例（平成十八年香川県条例第四十四号）

1 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例は、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する対象地域の同和関係者で、経済的な理由により公共職業能力開発施設における職業訓練の受講が困難なものに対し、受講資金等の貸付けを行い、当該同和関係者の職業訓練の受講の促進を図ることを目的として制定されたものであるが、貸付件数が減少するなどその役割を終えたものと認められることから、この条例を廃止することとした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県飼料検定条例を廃止する条例（平成十八年香川県条例第四十五号）

1 香川県飼料検定条例は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の規定に基づき、県内で製造される飼料で公定規格が定められているものについて、県が検定を行うことを目的として制定されたものであるが、飼料に対する一般的な認識の向上及び製造業者の自主管理の進展により、規格に適合しない粗悪な飼料の流通がなくなったことから、近年、本条例による検定業務の実績はなく、さらに、今後も当該検定業務に対する需要はないと判断されることから、この条例を廃止することとした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例（平成十八年香川県条例第四十六号）

1 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例は、経済的な理由により高等学校等へ進学後修学することが困難な同和関係者の子弟の修学の促進を図ることを目的として制定されたものであるが、当該子弟の高等学校等への進学状況は、制度発足時と比較すると大きく改善されていることから、この条例を廃止することとした。

2 平成十八年四月一日から施行することとした。

条 例

香川県市町合併推進審議会条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二号

香川県市町合併推進審議会条例

(設置)

第一条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、香川県市町合併推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び市町の長のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十一年香川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中 「香川県私立学校審議会 委員 月額 九千円 委

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三号

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第二条第三号に掲げる県の機関等

ロ 国の機関

ハ 県以外の地方公共団体及びその機関

二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百二十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。

員	八級
委員	八級
委員	八級

に改める。

香川県市町合併推進審議会	委員	員	月額	九千円
香川県私立学校審議会	委員	員	月額	九千円

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第二条第七号に掲げる申請等として行うものを除く。

十 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により行わなければならないときとされているもの(規則で定めるものに限る。)については、当該保存を書面により行わなければならないこととされているもの(規則で定めるものに限る。)

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないこととされているもの(規則で定めるものに限る。)

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により行わなければならないときとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないときとされているものであって、規則で定めるものに限る。)

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないこととされているもの(規則で定めるものに限る。)

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないときとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により行わなければならないときとされているもの(規則で定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないこととされているもの(規則で定めるものに限る。)

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により行わなければならないときとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないときとされているものであって、規則で定めるもの)

に限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて規則で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 民間事業者等は、前項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

3 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、第一項に規定する事項の交付等を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 第一項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

(規則の制定改廃に伴う経過措置)
第七条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

知事等の給与等の特例に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第四号

知事等の給与等の特例に関する条例

(知事等の給与の特例)

第一条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)の受ける給料月額額は、平成十八年度においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例(昭和三十六年香川県条例第四号)第三条の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

- 一 知事 百分の二十
- 二 副知事及び出納長 百分の十五
- 三 常勤の監査委員 百分の十二

2 知事等の受ける期末手当の額は、平成十八年度においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第四条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前項各号に掲

ける区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の受ける給料月額、平成十八年度においては、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和四十年香川県条例第一号。以下「教育長給与条例」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定する額から当該額に百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

2 教育長の受ける期末手当の額は、平成十八年度においては、教育長給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(職員の給与の特例)

第三条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号。以下「職員給与条例」という。）

又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年香川県条例第八号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第七条の二第二項

の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第十二条に規定する管理手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等支給職員」という。）の受ける給料月額と職員

の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十

八年香川県条例第十四号。以下「平成十八年改正職員給与条例」という。）附則第六項から第八項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十号。以下「平成十八年改正学校職員給与条例」という。）附則第五項から第七項までの規定による給料

（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成十八年度においては、職員給与条例第三条

から第四条まで、平成十八年改正職員給与条例附則第六項から第八項まで、学校職員給与条例第五

条及び第七条並びに平成十八年改正学校職員給与条例附則第五項から第七項までの規定にかかわ

ず、職員給与条例第三条から第四条までの規定により定められる額と平成十八年改正職員給与条例

附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第五条及び第七

条の規定により定められる額と平成十八年改正学校職員給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定め

る割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員

の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年香川県条例第二十五号。以下「特別措置条例」とい

う。）第四条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額の額の

との合計額については、この限りでない。

- 一 職員給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の職務の級九級の職員 百分の九
- 二 行政職給料表の職務の級八級の職員 百分の八
- 三 行政職給料表の職務の級七級の職員 百分の七
- 四 行政職給料表の職務の級五級又は六級の職員 百分の六
- 五 職員給与条例第三条第一項第二号に規定する公安職給料表（以下「公安職給料表」という。）の職務の級九級の職員 百分の八

六 公安職給料表の職務の級八級の職員 百分の七
七 公安職給料表の職務の級七級の職員 百分の六

八 職員給与条例第三条第一項第三号に規定する研究職給料表（以下「研究職給料表」という。）の職務の級五級の職員 百分の六

九 職員給与条例第三条第一項第四号イに規定する医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の職務の級四級の職員 百分の八

十 職員給与条例第三条第一項第四号ロに規定する医療職給料表（以下「医療職給料表」という。）の職務の級八級の職員 百分の八

十一 医療職給料表（一）の職務の級七級の職員 百分の七

十二 医療職給料表（二）の職務の級六級の職員 百分の六

十三 職員給与条例第三条第一項第四号ハに規定する医療職給料表（三）（以下「医療職給料表（三）」と

いう。）の職務の級七級の職員 百分の八

十四 医療職給料表（三）の職務の級六級の職員 百分の六

十五 職員給与条例第三条第二項第五号に規定する大学教育職給料表（以下「大学教育職給料表」という。）の職務の級四級の職員 百分の八

十六 学校職員給与条例第五条第一項第一号に規定する高等学校等教育職給料表（以下「高等学校等教育職給料表」という。）の職務の級四級の職員 百分の七

十七 高等学校等教育職給料表の職務の級二級又は三級の職員 百分の六

十八 学校職員給与条例第五条第一項第二号に規定する中学校及び小学校教育職給料表（以下「中学校及び小学校教育職給料表」という。）の職務の級四級の職員 百分の七

十九 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級三級の職員 百分の六

2 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成十八年度においては、学校職員給与条例第十四条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前項第十六号から第十九号までに掲げる職員の区分に応じて同項第十六号から第十九号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

3 特別調整額等受給職員の受ける期末手当の額は、平成十八年度においては、職員給与条例第十四条の五第二項から第六項まで、平成十八年改正職員給与条例第九項及び学校職員給与条例第二十四条の三第二項から第五項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

一 行政職給料表の職務の級九級の職員 百分の十三

二 行政職給料表の職務の級八級の職員 百分の十

三 行政職給料表の職務の級七級の職員 百分の七

四 行政職給料表の職務の級五級又は六級の職員 百分の六

五 公安職給料表の職務の級九級の職員 百分の十

六 公安職給料表の職務の級八級の職員 百分の七

七 公安職給料表の職務の級七級の職員 百分の六

八 研究職給料表の職務の級五級の職員 百分の六

- 九 医療職給料表(一)の職務の級四級の職員 百分の十
- 十 医療職給料表(二)の職務の級八級の職員 百分の十
- 十一 医療職給料表(二)の職務の級七級の職員 百分の七
- 十二 医療職給料表(二)の職務の級六級の職員 百分の六
- 十三 医療職給料表(三)の職務の級七級の職員 百分の十
- 十四 医療職給料表(三)の職務の級六級の職員 百分の六
- 十五 大学教育職給料表の職務の級四級の職員 百分の十
- 十六 高等学校等教育職給料表の職務の級四級の職員 百分の七
- 十七 高等学校等教育職給料表の職務の級二級又は三級の職員 百分の六
- 十八 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級四級の職員 百分の七
- 十九 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級三級の職員 百分の六
- 4 特別調整額等受給職員の受ける勤勉手当の額は、平成十八年度においては、職員給与条例第十四条の八第二項から第四項まで、平成十八年改正職員給与条例附則第九項及び学校職員給与条例第二十四条の六第二項から第四項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に前項各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。
- 5 特別調整額等受給職員の受ける給料の特別調整額又は管理職手当の額は、平成十八年度においては、職員給与条例第七条の二第二項、平成十八年改正職員給与条例附則第九項及び学校職員給与条例第二十二條の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に百分の二十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。
- ただし、地域手当の額の算定基礎となる給料の特別調整額については、この限りでない。
- 第四条 職員(特別調整額等受給職員を除く。)の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成十八年度においては、職員給与条例第三条から第四条まで、平成十八年改正職員給与条例附則第六項から第八項まで、学校職員給与条例第五条及び第七条並びに平成十八年改正学校職員給与条例第六項から第七項までの規定にかかわらず、職員給与条例第三条から第四条までの規定により定められる額と平成十八年改正職員給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第五条及び第七条の規定により定められる額と平成十八年改正学校職員給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合(規則で定める職員にあっては、百分の五を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第三条第一項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。
- 一 行政職給料表の職務の級二級以上五級以下の職員 百分の四(平成十八年改正職員給与条例附則第二項に規定する切替日(以下「切替日」という。)の前日において、平成十八年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級八級であった職員にあっては、百分の五)
- 二 行政職給料表の職務の級一級の職員 百分の三
- 三 公安職給料表の職務の級七級又は八級の職員のうち警視をもって充てる職にある職員 百分の六

四 公安職給料表の職務の級七級の職員（警視をもって充てる職にある職員を除く。） 百分の五
五 公安職給料表の職務の級二級の職員（三十二号給以下の職員を除く。）又は三級以上六級以下の職員 百分の四（切替日の前日において、平成十八年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級八級であった職員（警視をもって充てる職にある職員を除く。）にあっては、百分の五）

六 公安職給料表の職務の級一級の職員又は二級の三十二号給以下の職員 百分の三

七 研究職給料表の職務の級四級又は五級の職員 百分の五

八 研究職給料表の職務の級二級の職員（二十号給以下の職員を除く。）又は三級の職員 百分の四（切替日の前日において、平成十八年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級四級又は五級であった職員にあっては、百分の五）

九 研究職給料表の職務の級一級又は二級の二十号給以下の職員 百分の三

十 医療職給料表（一）の職務の級三級又は四級の職員 百分の五

十一 医療職給料表（一）の職務の級二級の職員 百分の四

十二 医療職給料表（一）の職務の級一級の職員 百分の三

十三 医療職給料表（二）の職務の級六級の職員 百分の五

十四 医療職給料表（二）の職務の級三級以上五級以下の職員 百分の四（切替日の前日において、平成十八年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表（二）の職務の級六級であった職員にあっては、百分の五）

十五 医療職給料表（三）の職務の級一級又は二級の職員 百分の三

十六 医療職給料表（三）の職務の級六級の職員 百分の五

十七 医療職給料表（三）の職務の級三級以上五級以下の職員 百分の四（切替日の前日において、平成十八年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表（三）の職務の級六級であった職員にあっては、百分の五）

十八 医療職給料表（三）の職務の級一級又は二級の職員 百分の三

十九 大学教育職給料表の職務の級三級又は四級の職員 百分の五

二十 大学教育職給料表の職務の級一級の職員（二十号給以下の職員を除く。）又は二級の職員 百分の四

二十一 大学教育職給料表の職務の級一級の二十号給以下の職員 百分の三

二十二 高等学校等教育職給料表の職務の級三級の職員 百分の五

二十三 高等学校等教育職給料表の職務の級二級の職員（二十号給以下の職員を除く。） 百分の四

二十四 高等学校等教育職給料表の職務の級一級の職員又は二級の二十号給以下の職員 百分の三

二十五 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級三級又は四級の職員 百分の五

二十六 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級二級の職員（三十二号給以下の職員を除く。） 百分の四

二十七 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級一級の職員又は二級の三十二号給以下の職員 百分の三

2 職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料の調整額は、平成十八年度においては、学

校職員給与条例第十七条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前項第二十二号から第二十七号までに掲げる職員の区分に応じて同項第二十二号から第二十七号までに定める割合(規則で定める職員にあっては、百分の五を超えない範囲内で規則で定める割合)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

3 職員給与条例第三条の二の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成十八年度においては、同条、第一項第十九号及び平成十八年改正職員給与条例附則第六項から第八項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に百分の十三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

4 職員給与条例第三条の二の規定の適用を受ける職員の受ける期末手当の額は、平成十八年度においては、職員給与条例第十四条の五第二項から第六項まで及び平成十八年改正職員給与条例附則第九項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に百分の十三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

5 公安職給料表の職務の級七級又は八級の職員(特別調整額等受給職員を除く。)のうち警視をもつて充てる職にあるもの受ける期末手当の額は、平成十八年度においては、職員給与条例第十四条の五第二項から第六項まで及び平成十八年改正職員給与条例附則第九項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に百分の六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

6 公安職給料表の職務の級七級又は八級の職員(特別調整額等受給職員を除く。)のうち警視をもつて充てる職にあるもの受ける勤続手当の額は、平成十八年度においては、職員給与条例第十四条の八第二項から第四項まで及び平成十八年改正職員給与条例附則第九項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に百分の六を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

(行政委員会の委員等の報酬の特例)
第五条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十二年香川県条例第九号)第二条第一項第一号から第九号までに掲げる者(報酬を月額で受ける者に限る。)の受ける報酬の月額は、平成十八年度においては、同項第一号から第九号までの規定にかかわらず、同項第一号から第九号までに定める月額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

香川県障害者介護給付費等不服審査条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第五号

香川県障害者介護給付費等不服審査条例

(趣旨)

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一条 この条例は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十八條第一項及び第二項並びに第四百四條の規定に基づき、香川県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）の設置並びに組織及び運営に関して、法及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第百六十号）並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（設置）
第二条 知事は、法第九十七條第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、審査会を置く。

（組織）
第三条 審査会は、委員十五人以内で組織する。

2 合議体は、委員五人で組織する。

（諮問）
第四条 知事は、法第九十七條第一項の規定に基づき審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査会に意見を求めなければならない。
一 審査請求が不適法であり、却下する場合
二 市町の介護給付費等に係る処分が、法第二十九條第四項、第三十一條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條第一項又は第三十五條第一項の規定に基づくものである場合
三 その他知事が障害保健福祉に係る専門的な意見を求めることを要しないと認める場合

（雑則）
第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十三年香川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表香川県薬事審議会の項の次に次のように加える。

香川県障害者介護給付費等不服審査会			
委員	員	日額	九千円
委員	員		六級

（診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

3 診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例（平成十一年香川県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条」の下に「又は障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第百十号）第五十条」を加え、「者（以下）」を「者又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第百三條」に
第一項の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これを「者」と改める。

香川県身体障害者社会参加支援施設条例をここに公布する。

香川県条例第六号

香川県身体障害者社会参加支援施設条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年三月二十八日

第一条 身体障害者社会参加支援施設を次のとおり設置する。
(設置)

名 称 位 置

香川県視覚障害者福祉センター
高松市

香川県聴覚障害者福祉センター
高松市

(目的)

第二条 香川県視覚障害者福祉センターは、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するとともに、次に掲げる事業を行い、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

一 点訳奉仕事業の育成指導

二 視覚障害者の生業指導

三 視覚障害者に関する各種の相談に応ずること。

2 香川県聴覚障害者福祉センターは、聴覚障害者用の録音物を製作し、及びこれを聴覚障害者の利用に供するとともに、聴覚障害者の相談に応ずる等の事業を行い、もって聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(指定管理者による管理)

第三条 身体障害者社会参加支援施設の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

一 身体障害者社会参加支援施設の平等な利用が確保されること。

二 身体障害者社会参加支援施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、身体障害者社会参加支援施設の効用を十分に発揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

四 その他身体障害者社会参加支援施設の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、身体障害者社会参加支援施設の特徴に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法

第二百四十四条の第二十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、身体障害者社会参加支援施設の維持管理その他
の規則で定める業務を行うものとする。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、身体障害者社会参加支援施設の管理について必要な事項は、
規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第七号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「者は」を「者等は」に改める。

別表第一 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料中3の項を削り、4の項を3

の項とし、5の項から7の項までを一項ずつ繰り上げ、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料3

の項中「三十七万九千二百円」を「三十九万円」に、「二万八千九百円」を「二万九千七百円」に、

「一万四千四百円」を「一万四千八百円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料4の項

中「十六万七千四百円」を「二十二万三千二百円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の使用

料6の項中「十一万六千六百円」を「十一万五千二百円」に改め、同表 使用料の部 二 公の施設の

「キャンブ

」付属設備及び物品の使用 別に教育委員会規則で定める額

使用料36の項中 「 用具

場（テントを テント一張につき 三百四十円

及び物品の使用 別に教育委員会規則で定める額

に改める。

別表第一 第二表 手数料の部七の項を次のように改める。

七 削除

別表第一 第二表 手数料の部百八の項中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の下に「圧縮

水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加え、同表 手数料の部二百八の項の

次に次のように加える。

二百八の二 介護支援専門員実

務研修手数料

一件

一万八千円

別表第一 第二表 手数料の部二百九の項中「保育士試験手数料」を「介護支援専門員証再交付手

二百八の三 介護支援専門員証 更新研修手数料	一件	一万八千円
二百八の四 介護支援専門員証 新規登録の場合	一件	四千二百円
交付手数料 登録の移転の場合	一件	四千二百円
二百八の五 介護支援専門員証 更新手数料	一件	四千二百円
二百八の六 介護支援専門員証 書換え交付手数料	一件	千六百元

数料」に、「一万二千七百円」を「千五百円」に改め、同表 手数料の部二百六十五の二の項中「

包装等体外診断用医 一件 包装等体外診断用医 一件
薬品に係るもの 一件 薬品に係るもの 一件
「 一万五千円」を 「 一万五千円」

「 一万五千円」に、
「 一万五千円」

一件 薬品に係るもの
包装等体外診断用 薬品に係るもの
外部試験機関等に 外部試験機関等に

三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額
を

医 一件 三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額
係 一件 三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額

「 一万五千円」に改め、同表 手数料の部二百六十五の三の項中「

「 包装等医薬部外品に 一件 包装等医薬部外品に 一件
係るもの

係るもの

一件	三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額
----	--

を

一万五千円
一万五千円

に、

外部試験機関等に係 一件

るもの

包装等医薬部外品に 係るもの	包装等医薬部外品
-------------------	----------

係るもの

包装等医薬部外品

外部試験機関等に
係るもの

外部試験機関等に
係るもの

係るもの

包装等医療機器に係 一件	三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額
--------------	--

に、

一万五千円
一万五千円

を

一万五千円

包装等医療機器に係 一件

るもの

外部試験機関等に係 一件

るもの

包装等医療機器に係 るもの	包装等医療機器に係 るもの
------------------	------------------

包装等医療機器に
係るもの

外部試験機関等に
係るもの

るもの

薬部外品に 一件	一件	一件	一件	一件	一件
一万五千元	一万五千元	一万五千元	一万五千元	一万五千元	一万五千元
「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」
「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」
「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」
「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」
「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」
「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」
「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」	「 を 」

<p>三万八千円に申請 品目数に五百円を</p>	<p>三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額</p>	<p>三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額</p>	<p>三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額</p>	<p>三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額</p>	<p>三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額</p>
<p>「 三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加 算した額 を</p>	<p>「 一万五千円 に、 一万五千円</p>	<p>「 一万五千円 を</p>	<p>「 一万五千円 を</p>	<p>「 一万五千円 を</p>	<p>「 一万五千円 に、</p>
<p>「 包装等医療機器に係 るもの 一件</p>	<p>「 包装等医療機器に係 るもの 一件</p>	<p>「 包装等医療機器に係 るもの 一件</p>	<p>「 包装等医療機器に係 るもの 一件</p>	<p>「 包装等医療機器に係 るもの 一件</p>	<p>「 包装等医療機器に係 るもの 一件</p>
<p>「 外部試験機関等に係 るもの 一件</p>	<p>「 外部試験機関等に係 るもの 一件</p>	<p>「 外部試験機関等に係 るもの 一件</p>	<p>「 外部試験機関等に係 るもの 一件</p>	<p>「 外部試験機関等に係 るもの 一件</p>	<p>「 外部試験機関等に係 るもの 一件</p>
<p>に改め、同表 手数料の部二百八十三の項中 「包装等医療機</p>					

別表第一の七の項中「一件 八千五百円」を「一件につき八千五百円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、一件につき八千円」に、「一件 六千七百円」を「一件につき六千七百円。ただし、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、一件につき六千二百円」に改め、同表の八の項中「一件

六 高压ガス保安法第三十一条第一項の製造 保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者 試験	乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者 試験 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者 試験	第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安 責任者試験 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安 責任者試験	一件につき九千五百円 一件につき九千四百円。ただし、電子情報処理 組織により受験願書を提出する場合には、一 件につき九千五百円 一件につき九千五百円 一件につき九千四百円。ただし、電子情報処理 組織により受験願書を提出する場合には、一 件につき八千九百円 一件につき八千九百円 一件につき九千五百円 一件につき九千四百円。ただし、電子情報処理 組織により受験願書を提出する場合には、一 件につき八千九百円
--	--	--	--

別表第一の六の項を次のように改める。

四百七十の二 建築士事務所登 録証明手数料	一件	四百円
--------------------------	----	-----

に次のように加える。

「通訳案内士登録申請手数料」に改め、同表 手数料の部三百五の項中「通訳案内業免許証再交付手
料」を「通訳案内士登録訂正手数料」に改め、同表 手数料の部三百六の項中「通訳案内業免許
証書換之手料」を「通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表 手数料の部四百七十の項の次

に改め、同表 手数料の部三百四の項中「通訳案内業免許手数料」を

算じた額 三万八千円に申請 品目数に五百円を 乗じて得た額を加	算じた額 乗じて得た額を加
--	------------------

件 二万三千円を「一件につき二万三千円。ただし、電子情報処理組
織により受験願書を提出する場合にあつては、一件につき二万二千五百円」に改め、同項の次に次の
ように加える。

八の一 介護保険法第十五条の二十九第一 項の規定による報告の受理及び同条第三項 の規定による公表	一件	一万二千円
八の二 介護保険法第十五条の二十九第二 項の調査	一件	三万七千四百円
八の四 児童福祉法第十八条の八第一項の保 育士試験	一件	一万二千七百円

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一 第一表 使用料の一部
行政財産の目的外使用の使用料の改正規定並びに別表第一 第二表 手数料の部七の項、二百六十
五の二の項から二百六十五の四の項まで及び二百八十一の項から二百八十三の項までの改正規定は、
公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、香川県立医療短期大学に学生として在学する者又は香川県
立保育専門学院若しくは香川県立農業大学校担い手養成科に在学する者に係る授業料の額は、改正
後の別表第一 第一表 使用料の一部 二 公の施設の使用料3の項、4の項又は6の項の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第八号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和二十九年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（県債管理特別会計）

第二十条 県債の借換え及び県債の償還に係る経理を明確にするため、県債管理特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第九号

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和五十九年香川県条例第十三号）の一

部を次のように改正する。

第四条中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十八年三月二十八日

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年香川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項

を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項第一号又は第三十条の八

第一項第一号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、第

一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第二項第一号に掲げる書面につい

ては、知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項第一号又は第三十条の八第二項第一号の規定によ

り役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、前項の届出書に添付するこ

とを要しないものとする。

第五条第四項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第十二条第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、「同条第五項」の下に「及び第七項中

「第一項の申請書」とあるのは「第十二条第二項の申請書」と、同条第六項を加え、「同条第六

項中「第一項の申請書」とあるのは「第十二条第一項の申請書」とを削り、同条第二項中「第二条

第七項」を「第二条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

2 法第四十四条の三に規定する手続を民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の

利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）に基づき電子情報処理組織を使用する方法その

他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において、同条の規定により読み替えられた同

法第九条の主務省令で定める事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十八日

香川県立文書館条例及び香川県立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十一号

香川県立図書館条例及び香川県立図書館条例の一部を改正する条例

(香川県立図書館条例の一部改正)

第一条 香川県立図書館条例(平成五年香川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)

第三条 香川県立図書館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受け

なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(香川県立図書館条例の一部改正)

第二条 香川県立図書館条例(平成五年香川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「この条例に定めるもののほか、」を削り、同条を第二条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第十二号

香川県行政手続条例の一部を改正する条例

香川県行政手続条例(平成七年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第十三号

香川県職員定数条例の一部を改正する条例

香川県職員定数条例(昭和二十四年香川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三、二〇人」を「三、〇〇人」に、「一、二八人」を「一、一八人」に、「三九人」を「三七人」に、「四、九二四人」を「四、七三二人」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第十四号

職員給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第三条の二中「五級」を「四級」に改める。

第四条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 職員(前条の規定の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同

日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

第四条第七項から第十一項までを次のように改める。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定

する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(人事委員会規則で定める

管理又は監督の地位にある職員にあつては、三号給)とすることを標準として人事委員会規則で

定める基準に従い決定するものとする。

8 五十五歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、

同項中「四号給(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、三号給)」

とあるのは、「二号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則

で定める。

第七条の三第三項第一号中「三十七千九百円」を「三十九千九百円」に改め、同項第二号中

「五万二百円」を「五万円」に改める。

第八条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千円」に改める。

第九条の二の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第一項中「調整手当は、民間における

賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域

における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める

地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」

を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域

手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級地の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」

に改め、同項各号を次のように改める。

一 一級地 百分の十八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

二 二級地 百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

三 三級地 百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

四 四級地 百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

五 五級地 百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

六 六級地 百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

第九条の二第三項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第九条の三中「前条第二項第一号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する」を削り、「職員には」の下に、「前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「百分の十」を「百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十一の四第二項中「百分の十二」を「百分の六」に改める。

第十四条の五第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改め、同条第五項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第六項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

る。

第十四条の八第二項中「人事委員会の」を「人事委員会規則」に改め、同項第一号中「調整手当」を「地域手当」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「勤手当基礎額」の下に、「六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に、「十二月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十七）」を加え、同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十六条、第十六条の二第二項から第四項まで及び第十六条の三中「調整手当」を「地域手当」

に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	給料月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,000	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	274,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	279,100	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800

40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
46	200,000	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
50	206,300	266,900	312,900	360,900	380,200	407,800	452,100		
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				

再任
用職
員以
外の
職員

	86	240, 100	296, 400	345, 300	386, 800					
	87	240, 800	296, 800	345, 800	387, 400					
	88	241, 500	297, 200	346, 300	388, 000					
	89	242, 300	297, 500	346, 700	388, 700					
	90	242, 800	297, 900	347, 200	389, 300					
	91	243, 300	298, 300	347, 700	389, 900					
	92	243, 800	298, 700	348, 200	390, 500					
	93	244, 100	298, 900	348, 500	391, 200					
	94		299, 300	349, 000						
	95		299, 700	349, 500						
	96		300, 100	350, 000						
	97		300, 300	350, 300						
	98		300, 700	350, 800						
	99		301, 100	351, 300						
	100		301, 500	351, 800						
	101		301, 700	352, 100						
	102		302, 100	352, 500						
	103		302, 500	352, 900						
	104		302, 900	353, 300						
	105		303, 100	353, 800						
	106		303, 500	354, 200						
	107		303, 900	354, 600						
	108		304, 300	355, 000						
	109		304, 500	355, 500						
	110		304, 900	355, 900						
	111		305, 300	356, 300						
	112		305, 700	356, 700						
	113		305, 900	357, 200						
	114		306, 300							
	115		306, 700							
	116		307, 100							
	117		307, 300							
	118		307, 600							
	119		307, 900							
	120		308, 200							
	121		308, 600							
	122		308, 900							
	123		309, 200							
	124		309, 500							
	125		309, 900							
再任用職員		186, 800	214, 600	259, 000	279, 400	295, 000	321, 100	364, 600	399, 000	451, 600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第16条の3及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 給	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,000	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	208,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	223,400	239,500	261,100	307,500	370,700	398,300	424,000	453,500	484,600
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200

40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		
67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700		
68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300		
69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000		
70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600		
71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200		
72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800		
73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500		
74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100		
75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700		
76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300		
77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000		
78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800			
79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400			
80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000			
81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600			
82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200			
83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800			
84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400			
85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000			

再任
用職
員以
外の
職員

86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700
87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300
88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900
89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500
90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100
91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700
92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300
93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900
94	303,500	327,700	356,000	391,100	
95	304,800	329,100	357,500	391,700	
96	306,100	330,500	359,000	392,300	
97	307,200	332,000	360,400	392,800	
98	308,400	333,400	361,600	393,400	
99	309,600	334,800	362,800	394,000	
100	310,800	336,200	364,000	394,600	
101	312,000	337,700	365,300	395,100	
102	313,100	339,000	366,500	395,700	
103	314,200	340,300	367,700	396,300	
104	315,300	341,600	368,900	396,900	
105	316,300	342,800	370,200	397,400	
106	317,000	343,900	370,800	397,900	
107	317,700	345,000	371,400	398,400	
108	318,400	346,100	372,000	398,900	
109	319,100	347,300	372,700	399,300	
110	319,800	348,300	373,300	399,800	
111	320,500	349,300	373,900	400,300	
112	321,200	350,300	374,500	400,800	
113	322,000	351,400	375,000	401,200	
114	322,800	352,400	375,600	401,700	
115	323,600	353,400	376,200	402,200	
116	324,400	354,400	376,800	402,700	
117	325,000	355,500	377,300	403,100	
118	325,800	356,100	377,900	403,600	
119	326,600	356,700	378,500	404,100	
120	327,400	357,300	379,100	404,600	
121	328,100	357,800	379,500	405,000	
122	328,600	358,300	380,100	405,500	
123	329,100	358,800	380,700	406,000	
124	329,600	359,300	381,300	406,500	
125	329,900	359,800	381,800	406,900	
126			382,300		
127			382,800		
128			383,300		
129			383,600		
130			384,100		
131			384,600		

	132			385, 100						
	133			385, 400						
	134			385, 900						
	135			386, 400						
	136			386, 900						
	137			387, 200						
	138			387, 700						
	139			388, 200						
	140			388, 700						
	141			389, 000						
再任 用職 員		240, 600	252, 500	256, 800	293, 100	310, 500	325, 200	349, 700	386, 300	419, 200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700
	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,200	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,300
	30	336,800	408,900	463,800	526,000
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
	22	168,100	234,500	332,800	376,100	452,700
	23	170,400	237,300	334,900	378,100	455,400
	24	172,700	240,100	337,100	382,000	458,100
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
	27	179,000	248,600	342,800	386,000	466,100
	28	181,100	251,400	344,800	388,000	468,700
	29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600

38	356,900	425,400	480,700	540,400	再任	40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
39	359,300	427,400	482,500	542,000	再任	41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
40	361,700	429,400	484,300	543,600	再任	42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
41	364,000	431,500	486,000	545,200	再任	43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
42	365,500	433,300	487,800	546,600	再任	44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000	再任	45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
44	368,500	436,900	491,400	549,400	再任	46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
45	370,100	438,800	493,000	551,600	再任	47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
46	371,600	440,600	494,800	552,600	再任	48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
47	373,100	442,400	496,600	553,600	再任	49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
48	374,600	444,200	498,400	553,600	再任	50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
49	375,900	446,100	500,000	554,700	再任	51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
50	376,900	447,900	501,300	555,600	再任	52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
51	377,900	449,700	502,600	556,500	再任	53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
52	378,900	451,500	503,900	557,400	再任	54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
53	380,000	453,400	505,200	558,300	再任	55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
54	381,800	455,600	506,500	559,200	再任	56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
55	382,700	457,000	507,800	560,100	再任	57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
56	383,700	458,200	509,100	561,000	再任	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
57	384,600	459,200	511,200	562,800	再任	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
58	385,500	460,200	512,100	563,700	再任	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
59	386,400	461,200	513,000	564,600	再任	61	243,600	307,700	385,500	440,600	531,900
60	387,300	462,100	513,900	565,500	再任	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
61	387,800	462,800	514,800	566,400	再任	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
62	388,300	463,500	515,700	567,300	再任	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
63	388,800	464,200	516,600	568,200	再任	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
64	389,100	464,900	517,500	569,100	再任	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
65		465,600	518,400		再任	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
66		466,300	519,300		再任	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
67		467,000	520,200		再任	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
68		467,500	521,100		再任	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
69		468,000	522,000		再任	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
70		468,200	522,000		再任	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
71		468,900	522,900		再任	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
72		469,600	523,800		再任	74	263,000	322,100	395,700	452,200	
73		470,100	524,100		再任	75	264,400	323,200	396,400	453,100	
74		470,800	525,500		再任	76	265,800	324,300	397,100	454,000	
75		471,500	526,400		再任	77	267,000	325,400	397,900	454,700	
76		472,200	527,300		再任	78	268,300	326,400	398,600		
77		472,700	528,100		再任	79	269,600	327,400	399,300		
78		473,300	529,000		再任	80	270,900	328,400	400,000		
79		473,900	529,900		再任	81	272,300	329,500	400,700		
80		474,500	530,800		再任	82	273,600	330,300	401,400		
81		475,100	531,600		再任	83	274,900	331,100	402,100		
82		475,700	532,500		再任	84	276,200	331,900	402,800		
83		476,300	533,400		再任	85	277,400	332,800	403,400		

再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	
	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300
	86	278,700	333,400			
	87	280,000	334,000	404,100		
	88	281,300	334,600	404,800		
	89	282,400	335,000	405,500		
	90	283,600	335,600	406,100		
	91	284,800	336,200			
	92	286,000	336,800			
	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級	
		給料月額 円	給 付														
	1	138,600		176,100		211,800		240,400		280,200		329,200		376,900		446,800	
	2	140,000		177,700		213,400		242,100		282,400		331,400		379,600		449,400	
	3	141,400		179,300		215,000		243,800		284,600		333,600		382,300		452,000	
	4	142,800		180,900		216,600		245,500		286,800		335,800		385,000		454,600	
	5	144,000		182,400		218,200		247,200		289,000		338,000		387,600		457,200	
	6	145,700		184,000		219,900		248,900		291,200		340,200		390,300		459,800	
	7	147,400		185,600		221,600		250,600		293,400		342,400		393,000		462,400	
	8	149,100		187,200		223,300		252,300		295,600		344,600		395,700		465,000	
	9	150,800		188,800		225,000		254,000		297,700		346,600		398,300		467,700	
	10	152,500		190,500		226,800		255,700		299,900		348,800		400,800		470,300	
	11	154,200		192,200		228,600		257,400		302,100		351,000		403,300		472,900	
	12	155,900		193,900		230,400		259,100		304,300		353,200		405,800		475,500	
	13	157,400		195,500		232,300		260,800		306,600		355,200		408,100		478,100	
	14	159,300		197,100		234,000		262,700		308,700		357,300		410,300		479,600	
	15	161,200		198,700		235,700		264,600		310,800		359,400		412,500		481,100	
	16	163,100		200,300		237,400		266,500		312,900		361,500		414,700		482,600	
	17	165,000		201,900		239,200		268,200		315,100		363,500		416,800		484,200	
	18	166,900		203,600		240,900		270,100		317,200		365,600		418,900		485,700	
	19	168,800		205,300		242,600		272,000		319,300		367,700		421,000		487,200	
	20	170,700		207,000		244,300		273,900		321,400		369,800		423,100		488,700	
	21	172,600		208,500		246,000		275,700		323,600		371,700		425,000		490,300	
	22	174,100		210,100		247,700		277,600		325,600		373,800		426,600		491,800	
	23	175,600		211,700		249,400		279,500		327,600		375,900		428,200		493,300	
	24	177,100		213,300		251,100		281,400		329,600		378,000		429,800		494,800	
	25	178,700		214,900		252,800		283,400		331,700		379,900		431,400		496,400	
	26	180,200		216,600		254,500		285,300		333,700		381,800		432,700		497,900	
	27	181,700		218,300		256,200		287,200		335,700		383,700		434,000		499,400	
	28	183,200		220,000		257,900		289,100		337,700		385,600		435,300		500,900	
	29	184,800		221,700		259,600		291,100		339,700		387,400		436,700		502,500	
	30	186,100		223,500		261,400		293,000		341,600		389,200		438,000		503,700	
	31	187,400		225,300		263,200		294,900		343,500		391,000		439,300		504,900	
	32	188,700		227,100		265,000		296,800		345,400		392,800		440,600		506,100	
	33	190,100		229,000		266,600		298,600		347,200		394,400		442,000		507,400	
	34	191,500		230,700		268,400		300,400		349,100		395,700		443,300		508,400	
	35	192,900		232,400		270,200		302,200		351,000		397,000		444,600		509,400	
	36	194,300		234,100		272,000		304,000		352,900		398,300		445,900		510,400	
	37	195,500		235,900		273,700		305,700		354,700		399,600		447,300		511,400	
	38	196,800		237,600		275,400		307,400		356,400		400,600		448,100			
	39	198,100		239,300		277,100		309,100		358,100		401,800		448,900			
	40	199,400		241,000		278,800		310,800		359,800		403,000		449,700			
	41	200,600		242,600		280,500		312,600		361,400		404,100		450,300			

42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
53	214,700	259,900	298,700	330,500	375,200	412,800	459,300
54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
65	227,600	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400	
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100	
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800	
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300	
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700			
87		293,400	331,000	353,100			

再任
用職
員以
外の
職員

	88		293,700	331,400	353,500				
	89		294,100	331,900	354,000				
	90		294,400	332,300	354,400				
	91		294,700	332,700	354,800				
	92		295,000	333,100	355,200				
	93		295,400	333,600	355,700				
	94		295,700	334,000	356,100				
	95		296,000	334,400	356,500				
	96		296,300	334,800	356,900				
	97		296,700	335,000	357,400				
	98		297,000	335,400	357,800				
	99		297,300	335,800	358,200				
	100		297,600	336,200	358,600				
	101		298,000	336,400	359,100				
	102		298,300	336,800	359,500				
	103		298,600	337,200	359,900				
	104		298,900	337,600	360,300				
	105		299,200	337,800	360,800				
	106			338,200					
	107			338,600					
	108			339,000					
	109			339,200					
	110			339,600					
	111			340,000					
	112			340,400					
	113			340,600					
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700	380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,800
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300

42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	450,400	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	451,200	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	452,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	452,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		

再任
用職
員以
外の
職員

88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		
121	300,400	332,700	368,600		
122	300,800	333,100	369,100		
123	301,200	333,500	369,600		
124	301,600	333,900	370,100		
125	301,800	334,200	370,500		
126	302,200	334,600			
127	302,600	335,000			
128	303,000	335,400			
129	303,200	335,700			
130	303,600	336,100			
131	304,000	336,500			
132	304,400	336,900			
133	304,600	337,200			

	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800						
	155	312,100						
	156	312,400						
	157	312,800						
	158	313,100						
	159	313,400						
	160	313,700						
	161	314,100						
	162	314,400						
	163	314,700						
	164	315,000						
	165	315,400						
	166	315,700						
	167	316,000						
	168	316,300						
	169	316,700						
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第3条関係)

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
	1	202,200	263,500	317,000	409,100
	2	204,400	266,600	320,500	411,600
	3	206,600	269,700	324,000	414,100
	4	208,800	272,800	327,500	416,600
	5	210,900	275,900	331,100	419,200
	6	213,100	278,800	334,600	421,700
	7	215,300	281,700	338,100	424,200
	8	217,500	284,600	341,600	426,700
	9	219,800	287,600	345,200	429,000
	10	222,200	290,600	348,500	431,500
	11	224,600	293,600	351,800	434,000
	12	227,000	296,600	355,100	436,500
	13	229,300	299,600	358,400	438,800
	14	231,700	302,400	361,000	441,200
	15	234,100	305,200	363,600	443,600
	16	236,500	308,000	366,200	446,000
	17	238,700	310,700	368,900	448,500
	18	241,800	313,500	371,200	450,900
	19	244,900	316,300	373,500	453,300
	20	248,000	319,100	375,800	455,700
	21	251,100	321,700	378,000	458,200
	22	254,200	324,500	380,100	460,600
	23	257,300	327,300	382,200	463,000
	24	260,400	330,100	384,300	465,400
	25	263,400	332,700	386,300	467,900
	26	266,500	335,200	388,200	470,300
	27	269,600	337,700	390,100	472,700
	28	272,700	340,200	392,000	475,100
	29	275,800	342,600	394,000	477,500
	30	278,600	344,800	395,800	479,900
	31	281,400	347,000	397,600	482,300
	32	284,200	349,200	399,400	484,700
	33	287,100	351,500	401,300	487,100
	34	290,100	353,800	403,100	489,400
	35	293,100	356,100	404,900	491,700
	36	296,100	358,400	406,700	494,000
	37	299,100	360,500	408,300	496,300
	38	301,500	362,600	410,000	498,300
	39	303,900	364,700	411,700	500,300

40	306,300	366,800	413,400	502,300
41	308,600	368,800	415,100	504,400
42	310,700	370,700	416,800	506,300
43	311,400	372,600	418,500	508,200
44	312,800	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	
79	350,900	422,200	460,000	
80	351,900	422,800	460,700	
81	352,900	423,400	461,500	
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	
85	356,800	425,700	464,100	

再任
用職
員以
外の
職員

86	357,500	426,300	464,800	
87	358,200	426,900	465,500	
88	358,900	427,500	466,200	
89	359,700	428,000	466,700	
90	360,300	428,600		
91	360,900	429,200		
92	361,500	429,800		
93	362,100	430,200		
94	362,600	430,700		
95	363,100	431,200		
96	363,600	431,700		
97	364,200	432,300		
98	364,700	432,800		
99	365,200	433,300		
100	365,700	433,800		
101	366,300	434,400		
102	366,800	434,900		
103	367,300	435,400		
104	367,800	435,900		
105	368,400	436,500		
106	368,900			
107	369,400			
108	369,900			
109	370,500			
110	371,000			
111	371,500			
112	372,000			
113	372,600			
114	373,100			
115	373,600			
116	374,100			
117	374,600			
118	375,100			
119	375,600			
120	376,100			
121	376,600			
122	377,100			
123	377,600			
124	378,100			
125	378,600			
126	379,100			
127	379,600			
128	380,100			
129	380,600			

再任用職員	287,200	299,500	322,500	409,100
-------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、大学又は短期大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付職員)の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年香川県条例第六十一号)の一部を次

のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

第五条第二項及び第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(

以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員は切替日における

職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表

第五までの給料表の適用を受けていた職員は切替日における号給(以下「新号給」という。)は、

次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給

という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員

会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額)の切替え

4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員は切替日

における号給は、人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給

については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上

必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の

各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額に達しないこととなる職員(人

事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として

支給する。

一切替日の前日において、給与条例別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員

(次号及び第三号に掲げる職員を除く。)一切替日の前日に、給与条例別表第一から別表第五ま

での給料表が、附則別表第三から附則別表第七までに掲げる給料表(以下「暫定給料表」という。)

- に改定されたものとみなした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額
- 二 切替日の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員 次の式により算出して得た額
- 切替日の前日、給与表第三號一から第三號五州への登進表が、舊任給与表に交付されたものとみなした場合は、
$$\frac{\text{切替日の前日におけるその者の職員の級に就いた月の平均の俸給} + \text{その月の平均の俸給} \times \frac{\text{切替日の前日におけるその者の職員の級に就いた月の平均の俸給} - \text{その月の平均の俸給}}{\text{その月の平均の俸給} + \text{その月の平均の俸給}}$$
の式により算出して得た額
- 三 切替日の前日において、給与表例第三条の二の規定の適用を受けていた職員 八十六万円を限度として人事委員会が定める額
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 附則第六項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与表例第七條第二項(給与表例第七條の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第十一條の四第二項並びに第十四條の五第五項及び第六項(給与表例第十四條の八第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、給与表例第七條第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員との給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十八年改定条例)のうち、以下「平成十八年改定条例」という。)の附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第六項から第八項までの規定による給料を支給される職員に関する条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員との給与に関する条例(平成十八年改定条例)の附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 一 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年香川県条例第五十五号)第十條第二項、第十四條第二項、第十五條第二項、第十九條第二項、第二十條第二項、第二十一條第二項及び第二十二條第二項
- 二 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年香川県条例第五十六号)別表
- 三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四條第四項

- 11 平成十八年度に限り、第一条の規定による改正後の給与条例第十一条の四第二項の規定の適用に
 ついては、同項中「百分の六」とあるのは、「百分の九」とする。
 (人事委員会規則への委任)
- 12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会
 規則で定める。
- 13 (非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十二年香川県条例第九号)の一部を次のよう
 に改正する。
 第四条第一項中「十一級」を「九級」に、「三級」を「二級」に改める。
 (精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例等の一部改正)
- 14 次に掲げる条例の規定中「八級」を「六級」に改める。
 (精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例等の一部改正)
- 1 精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例(昭和二十六年香川県条例第四十一号)第三条第
 一項
 一 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和三十三年香川県条例第四
 十三号)別表
 三 香川県警察署協議会条例(平成十三年香川県条例第五号)第四条第二項
 (職員等の旅費に関する条例の一部改正)
- 15 職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年香川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第一項第一号中「九級」を「七級」に改め、同号ロ中「八級」を「六級」に改める。
 附則第二項中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改める。
 第二表及び第三表中「九級」を「七級」に、「八級以下六級」を「六級以下四級」に、「五級」
 を「三級」に改める。
 (知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例及び教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間
 等に関する条例の一部改正)
- 16 次に掲げる条例の規定中「十一級」を「九級」に改める。
 一 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例(昭和二十六年香川県条例第四号)第五条第一
 項
 一 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例(昭和四十年香川県条例第二号)
 第四条
 (香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)
- 17 香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(昭和五十九年香川県条例第十三号)の
 一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「十一級」を「九級」に改める。
 第四条中「四級」を「三級」に改める。
 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 18 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年香川県条例
 第五号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第一項及び第八条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 19 職員の育児休業等に関する条例(平成四年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。
- 第六条第一項中「(以下「調整期間」という。)」を削り、「その職務に復帰した日(以下「復帰の日」という。))又は復帰の日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整する」に改め、同条第二項を削る。
- (診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)
- 20 診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例(平成十一年香川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
- 第三条中「八級」を「六級」に改める。
- (警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 21 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。
- 別表十二の項中「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に改める。
- (職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正)
- 22 職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成十三年香川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項及び第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第七条の見出し中「給料月額等」を「号給等」に改め、同条中「給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。

附則別表第1

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	2級
	4級	3級
	5級	3級
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
公安職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級
大学教育職給料表	2級	1級
	3級	2級
	4級	3級
	4級	3級
	5級	4級

附則別表第2

給料表の適用を受ける職員の新号給
給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	経過期間	旧級																		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級								
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月未満			1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	9月以上12月未満			4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月未満			5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	6月以上9月未満			7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月未満			9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	3月以上6月未満			10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	3月未満			13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	12月以上			17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月未満			17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1	1	1	1	1	1	1
8	9月以上12月未満			20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月未満			21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	1	1	1	1	1	1	1
9	6月以上9月未満			23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1
	3月未満			25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	3月以上6月未満			26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	2	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	3	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	4	1	1	1	1	1	1
	12月以上			29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	5	1	1	1	1	1	1

9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
10	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
11	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
12	12月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
13	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
14	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
15	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
16	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
17	12月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
18	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
19	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
20	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
21	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	38	38
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	39	39
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	40	40
22	12月未滿	40	85	65	57	69	57	53	49	45	41	41
	3月未滿	85	65	57	57	69	57	53	49	45	41	41
	3月以上6月未滿	86	66	57	57	70	58	54	50	46	42	42
23	6月以上9月未滿	87	67	58	58	71	59	55	51	47	43	43
	9月以上12月未滿	88	68	58	58	72	60	56	52	48	44	44
	12月未滿	89	69	59	59	73	61	57	53	49	45	45

18	3月未滿	89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	92	72	60	76	64	60	56	52
19	12月以上	93	73	61	77	65	61	57	53
	3月未滿	93	73	61	77	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	93	74	61	78	66	62	58	
	6月以上9月未滿	93	75	61	79	67	63	59	
20	9月以上12月未滿	93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上	93	77	62	81	69	65	61	
	3月未滿	77	62	51	69	55	51		
	3月以上6月未滿	78	62	52	82	70	66	62	
21	6月以上9月未滿	79	63	53	83	71	67	63	
	9月以上12月未滿	80	63	53	84	72	68	64	
	12月以上	81	63	53	85	73	69	65	
	3月未滿	81	63	53	85	73	69	65	
22	3月以上6月未滿	82	64	54	86	74	70	66	
	6月以上9月未滿	87	66	56	91	79	75		
	9月以上12月未滿	88	66	56	92	80	76		
	12月以上	89	67	57	93	81	77		
23	3月未滿	89	67	57	93	81	77		
	3月以上6月未滿	90	67	57	94	82			
	6月以上9月未滿	91	68	58	95	83			
	9月以上12月未滿	92	68	58	96	84			
24	12月以上	93	69	59	97	85			
	3月未滿	93	69	59	97	85			
	3月以上6月未滿	94	70	60	98	86			
	6月以上9月未滿	95	71	61	99	87			
25	9月以上12月未滿	96	72	62	100	88			
	12月以上	97	73	63	101	89			
	3月未滿	97	73	63	101				
	3月以上6月未滿	98	73	63	102				
26	6月以上9月未滿	99	74	64	103				
	9月以上12月未滿	100	74	64	104				
	12月以上	101	75	65	105				
	3月未滿	101	75	65	105				
26	3月以上6月未滿	102	75	65	106				
	6月以上9月未滿	103	76	66	107				
	9月以上12月未滿	104	76	66	108				
	12月以上	105	77	67	109				

27	3月未満		105	77																
	3月以上6月未満		106	78																
	6月以上9月未満		107	79																
	9月以上12月未満		108	80																
28	12月以上		109	81																
	3月未満		109	81																
	3月以上6月未満		110	82																
	6月以上9月未満		111	83																
29	9月以上12月未満		112	84																
	12月以上		113	85																
	3月未満		113																	
	3月以上6月未満		114																	
30	6月以上9月未満		115																	
	9月以上12月未満		116																	
	12月以上		117																	
	3月未満		117																	
31	3月以上6月未満		118																	
	6月以上9月未満		119																	
	9月以上12月未満		120																	
	12月以上		121																	
32	3月未満		121																	
	3月以上6月未満		122																	
	6月以上9月未満		123																	
	9月以上12月未満		124																	
32	12月以上		125																	
	3月未満		125																	
	3月以上6月未満		125																	
	6月以上9月未満		125																	
32	9月以上12月未満		125																	
	12月以上		125																	

9	3月未滿	29	29	25	17	9
	3月以上6月未滿	30	30	26	18	10
	6月以上9月未滿	31	31	27	19	11
10	9月以上12月未滿	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
	3月未滿	33	33	29	21	13
11	3月以上6月未滿	34	34	30	22	14
	6月以上9月未滿	35	35	31	23	15
	9月以上12月未滿	36	36	32	24	16
12	12月以上	37	37	33	25	17
	3月未滿	37	37	33	25	17
	3月以上6月未滿	38	38	34	26	18
13	6月以上9月未滿	39	39	35	27	19
	9月以上12月未滿	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
14	3月未滿	41	41	37	29	21
	3月以上6月未滿	42	42	38	30	22
	6月以上9月未滿	43	43	39	31	23
15	9月以上12月未滿	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
	3月未滿	45	45	41	33	25
16	3月以上6月未滿	46	46	42	34	26
	6月以上9月未滿	47	47	43	35	27
	9月以上12月未滿	48	48	44	36	28
17	12月以上	49	49	45	37	29
	3月未滿	49	49	45	37	29
	3月以上6月未滿	50	50	46	38	30
18	6月以上9月未滿	51	51	47	39	31
	9月以上12月未滿	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
19	3月未滿	53	53	49	41	33
	3月以上6月未滿	54	54	50	42	34
	6月以上9月未滿	55	55	51	43	35
20	9月以上12月未滿	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
	3月未滿	57	57	53	45	37
21	3月以上6月未滿	58	58	54	46	38
	6月以上9月未滿	59	59	55	47	39
	9月以上12月未滿	60	60	56	48	40
22	12月以上	61	61	57	49	41
	3月未滿	61	61	57	49	41
	3月以上6月未滿	62	62	58	50	42
23	6月以上9月未滿	63	63	59	51	43
	9月以上12月未滿	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45

9	3月未滿	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
10	9月以上12月未滿	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3月未滿	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
11	3月以上6月未滿	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
12	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3月未滿	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
13	6月以上9月未滿	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
14	3月未滿	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
15	9月以上12月未滿	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3月未滿	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
16	3月以上6月未滿	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
17	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3月未滿	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
18	6月以上9月未滿	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
19	3月未滿	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
20	9月以上12月未滿	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
	3月未滿	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
21	3月以上6月未滿	58	58	58	58	74	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	59	59	59	59	75	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	60	60	60	60	76	56	52	48	44	40
22	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	41
	3月未滿	61	61	61	61	77	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	62	62	62	62	78	58	54	50	46	42
23	6月以上9月未滿	63	63	63	63	79	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	64	64	64	64	80	60	56	52	48	44
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	45

27	3月未満	101	101						
	3月以上6月未満	102	102						
	6月以上9月未満	103	103						
	9月以上12月未満	104	104						
28	12月以上	105	105						
	3月未満	105	105						
	3月以上6月未満	106	106						
	6月以上9月未満	107	107						
29	9月以上12月未満	108	108						
	12月以上	109	109						
	3月未満	109	109						
	3月以上6月未満	110	110						
30	6月以上9月未満	111	111						
	9月以上12月未満	112	112						
	12月以上	113	113						
	3月未満	113							
31	3月以上6月未満	114							
	6月以上9月未満	115							
	9月以上12月未満	116							
	12月以上	117							
32	3月未満	117							
	3月以上6月未満	118							
	6月以上9月未満	119							
	9月以上12月未満	120							

27	3月未満	101	101	101	97				
	3月以上6月未満	102	101	102	98				
	6月以上9月未満	103	102	103	99				
	9月以上12月未満	104	102	104	100				
28	12月以上	105	103	105	101				
	3月未満	105	103	105	101				
	3月以上6月未満	106	103	106	102				
	6月以上9月未満	107	104	107	103				
29	9月以上12月未満	108	104	108	104				
	12月以上	109	105	109	105				
	3月未満	109	105	109	105				
	3月以上6月未満	110	106	110	105				
30	6月以上9月未満	111	107	111	106				
	9月以上12月未満	112	108	112	106				
	12月以上	113	109	113	107				
	3月未満	113	109	113	107				
31	3月以上6月未満	114	110	114	107				
	6月以上9月未満	115	111	115	108				
	9月以上12月未満	116	112	116	108				
	12月以上	117	113	117	109				
32	3月未満	121	115	121					
	3月以上6月未満	122	115	122					
	6月以上9月未満	123	116	123					
	9月以上12月未満	124	116	124					
33	12月以上	125	117	125					
	3月未満	125	117	125					
	3月以上6月未満	125	117	126					
	6月以上9月未満	125	118	127					
34	9月以上12月未満	125	118	128					
	12月以上	125	119	129					
	3月未満	119	119	129					
	3月以上6月未満	119	130						
35	6月以上9月未満	120	131						
	9月以上12月未満	120	132						
	12月以上	121	133						
	3月未満	121	133						

ホ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		新号給							
	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
1	3月未満			1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	3	3	3	1	1	1	1	1	1
	12月以上	4	4	4	1	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	5	5	5	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	6	6	6	2	1	1	1	1	1
	12月以上	7	7	7	3	1	1	1	1	1
4	3月未満		8	8	8	4	1	1	1	1
	6月以上9月未満	8	8	8	4	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	9	9	9	5	1	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1	1	1
5	3月未満		9	9	9	5	1	1	1	1
	6月以上9月未満	9	9	9	5	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	10	10	10	6	2	1	1	1	1
	12月以上	11	11	11	7	3	1	1	1	1
6	3月未満		12	12	12	8	4	1	1	1
	6月以上9月未満	12	12	12	8	4	1	1	1	1
	9月以上12月未満	13	13	13	9	5	1	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1	1	1
7	3月未満		13	13	13	9	5	1	1	1
	6月以上9月未満	13	13	13	9	5	1	1	1	1
	9月以上12月未満	14	14	14	10	6	2	1	1	1
	12月以上	14	14	14	10	6	2	1	1	1
8	3月未満		15	15	15	11	7	3	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1	1	1
	12月以上	16	16	16	12	8	4	1	1	1

ニ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		新号給			
	経過期間	1級	2級	3級	4級	
1	3月未満		1	1	1	
	6月以上9月未満		1	1	1	
	9月以上12月未満		1	1	1	
	12月以上		1	1	1	
2	3月未満	1	1	1	1	
	6月以上9月未満	2	1	1	1	
	9月以上12月未満	3	1	1	1	
	12月以上	4	1	1	1	
3	3月未満	5	1	1	1	
	6月以上9月未満	5	1	1	1	
	9月以上12月未満	6	2	1	1	
	12月以上	7	3	1	1	
4	3月未満	8	4	1	1	
	6月以上9月未満	8	4	1	1	
	9月以上12月未満	9	5	1	1	
	12月以上	9	5	1	1	
5	3月未満	9	5	1	1	
	6月以上9月未満	10	6	1	1	
	9月以上12月未満	11	7	1	1	
	12月以上	12	8	1	1	
6	3月未満	13	9	1	1	
	6月以上9月未満	13	9	1	1	
	9月以上12月未満	14	10	2	1	
	12月以上	15	11	3	1	
7	3月未満	16	12	4	1	
	6月以上9月未満	16	12	4	1	
	9月以上12月未満	17	13	5	1	
	12月以上	17	13	5	1	
8	3月未満	17	13	5	1	
	6月以上9月未満	18	14	6	1	
	9月以上12月未満	19	15	7	1	
	12月以上	20	16	8	1	

9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
10	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
11	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
12	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
13	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
14	3月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
15	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
16	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
17	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37

9	3月未満	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	28	20	12
10	12月以上	33	29	21	13
	3月未満	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	31	23	15
11	9月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17
	3月未満	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	34	26	18
12	6月以上9月未満	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
	3月未満	41	37	29	21
13	3月以上6月未満	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
14	3月未満	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	44	36	28
15	12月以上	49	45	37	29
	3月未満	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	47	39	31
16	9月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
	3月未満	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	50	42	34
17	6月以上9月未満	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
	3月未満	57	53	45	37

18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
19	12月以上	69	69	69	65	61	57		
	3月未満	70	70	70	66	62	58		
	3月以上6月未満	71	71	71	67	63	59		
	6月以上9月未満	72	72	72	68	64	60		
20	9月以上12月未満	73	73	73	69	65	61		
	12月以上	74	74	74	70	66	62		
	3月未満	75	75	75	71	67	63		
	3月以上6月未満	76	76	76	72	68	64		
21	6月以上9月未満	77	77	77	73	69	65		
	9月以上12月未満	78	78	78	74	70			
	12月以上	79	79	79	75	71			
	3月未満	80	80	80	76	72			
22	3月以上6月未満	81	81	81	77	73			
	6月以上9月未満	82	82	82	78	74			
	9月以上12月未満	83	83	83	79	75			
	12月以上	84	84	84	80	76			
23	3月未満	85	85	85	81	77			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80			
24	12月以上	89	89	89	85	81			
	3月未満	90	90	90	86				
	3月以上6月未満	91	91	91	87				
	6月以上9月未満	92	92	92	88				
25	9月以上12月未満	93	93	93	89				
	12月以上	93	93	93	89				
	3月未満	94	94	94	90				
	3月以上6月未満	95	95	95	91				
26	6月以上9月未満	96	96	96	92				
	9月以上12月未満	97	97	97	93				
	12月以上	97	97	97	93				
	3月未満	98	98	98	94				
	3月以上6月未満	99	99	99	95				
	6月以上9月未満	100	100	100	96				
	9月以上12月未満	101	101	101	97				
	12月以上								

18	3月未満	65	61	53	45
	3月以上6月未満	65	62	54	46
	6月以上9月未満	65	63	55	47
	9月以上12月未満	65	64	56	48
19	12月以上	65	65	57	49
	3月未満	66	66	58	50
	3月以上6月未満	67	67	59	51
	6月以上9月未満	68	68	60	52
20	9月以上12月未満	69	69	61	53
	12月以上	70	70	62	54
	3月未満	71	71	63	55
	3月以上6月未満	72	72	64	56
21	6月以上9月未満	73	73	65	57
	9月以上12月未満	74	74	66	
	12月以上	75	75	67	
	3月未満	76	76	68	
22	3月以上6月未満	77	77	69	
	6月以上9月未満	78	78	70	
	9月以上12月未満	79	79	71	
	12月以上	80	80	72	
23	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
24	12月以上	85	85	77	
	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	78	
	6月以上9月未満	87	87	79	
	9月以上12月未満	88	88	80	
	12月以上	89	89	81	
	3月未満	89	89	81	
	3月以上6月未満	86	86	78	
	6月以上9月未満	87	87	79	
	9月以上12月未満	88	88	80	
	12月以上	89	89	81	
	3月未満				

27	3月未満		101	101	97						
	3月以上6月未満		102	102	98						
	6月以上9月未満		103	103	99						
	9月以上12月未満		104	104	100						
28	12月以上		105	105	101						
	3月未満		105	105							
	3月以上6月未満		105	106							
	6月以上9月未満		105	107							
29	9月以上12月未満		105	108							
	12月以上		105	109							
	3月未満			109							
	3月以上6月未満			110							
30	6月以上9月未満			111							
	9月以上12月未満			112							
	12月以上			113							
	3月未満			113							
	3月以上6月未満			113							
	6月以上9月未満			113							
	9月以上12月未満			113							
	12月以上			113							

ト 大学教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		2級	3級	4級	5級
	経過期間	日級				
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
2	12月以上		1	1	1	1
	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
3	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	1	1
4	6月以上9月未満		7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	1	1
	12月以上		9	9	1	1
	3月未満		9	9	1	1
5	3月以上6月未満		10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	4	1
	12月以上		13	13	5	1
6	3月未満		13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	8	1
7	12月以上		17	17	9	1
	3月未満		17	17	9	1
	3月以上6月未満		18	18	10	2
	6月以上9月未満		19	19	11	3
8	9月以上12月未満		20	20	12	4
	12月以上		21	21	13	5
	3月未満		21	21	13	5
	3月以上6月未満		22	22	14	6
8	6月以上9月未満		23	23	15	7
	9月以上12月未満		24	24	16	8
	12月以上		25	25	17	9
	3月未満		25	25	17	9
8	3月以上6月未満		26	26	18	10
	6月以上9月未満		27	27	19	11
	9月以上12月未満		28	28	20	12
	12月以上		29	29	21	13

ハ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	経過期間	日級							
1	3月未満				1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1
2	12月以上		1	1	1	1	1	1	1
	3月未満		1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1	1	1	1
3	9月以上12月未満		4	4	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	1	1	1	1	1
	3月未満		5	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	1	1	1	1
4	6月以上9月未満		7	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	1	1	1	1
	12月以上		9	9	5	1	1	1	1
	3月未満		9	9	5	1	1	1	1
5	3月以上6月未満		10	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		11	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	4	1	1	1
	12月以上		13	13	9	5	1	1	1
6	3月未満		13	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		14	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		15	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		16	16	12	8	4	1	1
7	12月以上		17	17	13	9	5	1	1
	3月未満		17	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		18	18	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		19	19	15	11	7	3	1
8	9月以上12月未満		20	20	16	12	8	4	1
	12月以上		21	21	17	13	9	5	1
	3月未満		21	21	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満		22	22	18	14	10	6	2
8	6月以上9月未満		23	23	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満		24	24	20	16	12	8	4
	12月以上		25	25	21	17	13	9	5
	3月未満		25	25	21	17	13	9	5
8	3月以上6月未満		26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満		27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		28	28	24	20	16	12	8
	12月以上		29	29	25	21	17	13	9

9	3月未滿	29	29	21	13
	3月以上6月未滿	30	30	22	14
	6月以上9月未滿	31	31	23	15
	9月以上12月未滿	32	32	24	16
10	12月以上	33	33	25	17
	3月未滿	33	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	35	27	19
11	9月以上12月未滿	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
	3月未滿	37	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	38	30	22
12	6月以上9月未滿	39	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
	3月未滿	41	41	33	25
13	3月以上6月未滿	42	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月未滿	45	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	48	40	32
15	12月以上	49	49	41	33
	3月未滿	49	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	51	43	35
16	9月以上12月未滿	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
	3月未滿	53	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	54	46	38
17	6月以上9月未滿	55	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
	3月未滿	57	57	49	41

9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
10	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
11	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
12	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
13	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
14	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
15	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
16	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
17	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41

18	3月未済	65	65	57	49
	3月以上6月未済	66	66	58	50
	6月以上9月未済	67	67	59	51
	9月以上12月未済	68	68	60	52
19	12月未済	69	69	61	53
	3月未済	69	69	61	53
	3月以上6月未済	70	70	62	54
	6月以上9月未済	71	71	63	55
20	9月以上12月未済	72	72	64	56
	12月未済	73	73	65	57
	3月未済	73	73	65	57
	3月以上6月未済	74	74	66	58
21	6月以上9月未済	75	75	67	59
	9月以上12月未済	76	76	68	60
	12月未済	77	77	69	61
	3月未済	77	77	69	61
22	3月以上6月未済	78	78	70	62
	6月以上9月未済	79	79	71	63
	9月以上12月未済	80	80	72	64
	12月未済	81	81	73	65
23	3月未済	81	81	73	65
	3月以上6月未済	82	82	74	66
	6月以上9月未済	83	83	75	67
	9月以上12月未済	84	84	76	68
24	12月未済	85	85	77	69
	3月未済	85	85	77	69
	3月以上6月未済	86	86	78	70
	6月以上9月未済	87	87	79	71
25	9月以上12月未済	88	88	80	72
	12月未済	89	89	81	73
	3月未済	89	89	81	73
	3月以上6月未済	90	90	82	74
26	6月以上9月未済	91	91	83	75
	9月以上12月未済	92	92	84	76
	12月未済	93	93	85	77
	3月未済	93	93	85	77

18	3月未済	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未済	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未済	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未済	68	68	68	64	60	56	52
19	12月未済	69	69	69	65	61	57	53
	3月未済	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未済	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未済	71	71	71	67	63	59	55
20	9月以上12月未済	72	72	72	68	64	60	56
	12月未済	73	73	73	69	65	61	57
	3月未済	73	73	73	69	65	61	57
	3月以上6月未済	74	74	74	70	66	62	58
21	6月以上9月未済	75	75	75	71	67	63	59
	9月以上12月未済	76	76	76	72	68	64	60
	12月未済	77	77	77	73	69	65	61
	3月未済	77	77	77	73	69	65	61
22	3月以上6月未済	78	78	78	74	70	66	62
	6月以上9月未済	79	79	79	75	71	67	63
	9月以上12月未済	80	80	80	76	72	68	64
	12月未済	81	81	81	77	73	69	65
23	3月未済	81	81	81	77	73	69	65
	3月以上6月未済	82	82	82	78	74	70	66
	6月以上9月未済	83	83	83	79	75	71	67
	9月以上12月未済	84	84	84	80	76	72	68
24	12月未済	85	85	85	81	77	73	69
	3月未済	85	85	85	81	77	73	69
	3月以上6月未済	86	86	86	82	78	74	70
	6月以上9月未済	87	87	87	83	79	75	71
25	9月以上12月未済	88	88	88	84	80	76	72
	12月未済	89	89	89	85	81	77	73
	3月未済	89	89	89	85	81	77	73
	3月以上6月未済	90	90	90	86	82	78	74
26	6月以上9月未済	91	91	91	87	83	79	75
	9月以上12月未済	92	92	92	88	84	80	76
	12月未済	93	93	93	89	85	81	77
	3月未済	93	93	93	89	85	81	77

27	3月未滿	101	101						
	3月以上6月未滿	102	102						
	6月以上9月未滿	103	103						
	9月以上12月未滿	104	104						
28	12月以上	105	105						
	3月未滿	105	105						
	3月以上6月未滿	106	105						
	6月以上9月未滿	107	105						
29	9月以上12月未滿	108	105						
	12月以上	109	105						
	3月未滿	109							
	3月以上6月未滿	110							
30	6月以上9月未滿	111							
	9月以上12月未滿	112							
	12月以上	113							
	3月未滿	113							
31	3月以上6月未滿	114							
	6月以上9月未滿	115							
	9月以上12月未滿	116							
	12月以上	117							
32	3月未滿	117							
	3月以上6月未滿	118							
	6月以上9月未滿	119							
	9月以上12月未滿	120							
33	12月以上	121							
	3月未滿	121							
	3月以上6月未滿	122							
	6月以上9月未滿	123							
34	9月以上12月未滿	124							
	12月以上	125							
	3月未滿	125							
	3月以上6月未滿	126							
35	6月以上9月未滿	127							
	9月以上12月未滿	128							
	12月以上	129							
	3月未滿	129							

27	3月未滿	101	101	101	97				
	3月以上6月未滿	102	102	102	98				
	6月以上9月未滿	103	103	103	99				
	9月以上12月未滿	104	104	104	100				
28	12月以上	105	105	105	101				
	3月未滿	105	105	105	101				
	3月以上6月未滿	106	106	106	102				
	6月以上9月未滿	107	107	107	103				
29	9月以上12月未滿	108	108	108	104				
	12月以上	109	109	109	105				
	3月未滿	109	109	109					
	3月以上6月未滿	110	110	110					
30	6月以上9月未滿	111	111	111					
	9月以上12月未滿	112	112	112					
	12月以上	113	113	113					
	3月未滿	113	113	113					
31	3月以上6月未滿	114	114	114					
	6月以上9月未滿	115	115	115					
	9月以上12月未滿	116	116	116					
	12月以上	117	117	117					
32	3月未滿	117	117	117					
	3月以上6月未滿	118	118	118					
	6月以上9月未滿	119	119	119					
	9月以上12月未滿	120	120	120					
33	12月以上	121	121	121					
	3月未滿	121	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123	123					
34	9月以上12月未滿	124	124	124					
	12月以上	125	125	125					
	3月未滿	125	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126	126					
35	6月以上9月未滿	127	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128	128					
	12月以上	129	129	129					
	3月未滿	129	129	129					

36	3月未満	137	137						
	3月以上6月未満	138	138						
	6月以上9月未満	139	139						
	9月以上12月未満	140	140						
37	12月以上	141	141						
	3月未満	141	141						
	3月以上6月未満	142	142						
	6月以上9月未満	143	143						
38	9月以上12月未満	144	144						
	12月以上	145	145						
	3月未満	145	145						
	3月以上6月未満	146	146						
39	6月以上9月未満	147	147						
	9月以上12月未満	148	148						
	12月以上	149	149						
	3月未満	149	149						
40	3月以上6月未満	150							
	6月以上9月未満	151							
	9月以上12月未満	152							
	12月以上	153							
41	3月未満	153							
	3月以上6月未満	154							
	6月以上9月未満	155							
	9月以上12月未満	156							
	12月以上	157							
	3月未満	157							
	3月以上6月未満	158							
	6月以上9月未満	159							
	9月以上12月未満	160							
	12月以上	161							

附則別表第 3

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号	給 料										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
再任用職員以外の職員	1	134,000	170,200	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	138,400	176,800	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	142,800	183,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	148,000	189,600	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	153,800	194,900	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	159,700	200,000	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	166,000	205,100	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	170,600	210,000	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	174,000	214,400	248,400	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	177,000	218,800	254,600	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	442,500	481,300	551,300
	12	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	13	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	14	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	509,600	575,700
	15	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	477,900	514,200	
	16		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200	518,200	
	17		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	18		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	19			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	20			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	21			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	22			299,100	351,900	372,700	411,900					
	23			301,100	354,100	375,300	415,300					
	24			303,000	356,500	377,800						
	25			304,800	358,700	380,400						
	26			306,700	361,000							
	27			308,700	363,200							
	28			310,600								
	29			312,500								
	30			314,400								
	31			316,200								
	32											
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第16条の 3 及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

附則別表第4

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用職員以外の職員	1	156,200	171,500	197,900	230,300	266,200	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700
	2	162,800	178,700	205,900	238,100	275,200	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500
	3	169,900	187,800	214,000	246,800	284,300	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400
	4	176,800	197,700	221,300	255,800	293,400	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500
	5	185,300	205,000	228,700	264,900	302,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900
	6	195,000	212,400	235,900	273,800	311,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400
	7	202,300	219,500	243,300	282,800	320,200	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900
	8	209,600	226,200	251,400	291,900	328,900	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600
	9	216,700	233,200	259,300	301,000	337,600	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500
	10	223,400	240,900	267,300	309,300	346,200	371,500	393,400	415,100	444,000	482,800
	11	230,400	247,800	275,300	317,600	354,100	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300
	12	237,800	255,600	283,200	325,800	362,000	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800
	13	244,700	263,500	290,900	334,000	371,300	399,500	421,700	442,700	469,000	506,400
	14	252,500	271,300	298,600	341,900	377,300	405,900	428,400	450,700	477,100	513,600
	15	260,400	278,900	306,700	348,800	384,900	412,100	434,800	458,000	485,100	517,800
	16	267,700	286,000	314,900	356,200	391,800	418,500	440,200	464,300	489,100	
	17	274,500	293,000	323,100	363,700	398,700	424,100	444,500	468,300	493,100	
	18	280,700	299,800	331,000	371,300	404,400	429,600	448,600	472,100	497,000	
	19	287,200	306,400	337,900	378,800	409,800	437,300	452,100	476,100		
	20	293,600	313,100	345,300	385,900	413,400	440,500	455,500	479,800		
	21	299,600	319,500	353,000	392,800	416,400	443,900	458,800	483,400		
	22	305,900	325,700	360,600	398,400	419,400	447,200	462,300			
	23	311,800	332,100	368,100	407,700	422,400	450,500				
	24	317,400	338,400	375,100	410,700	425,600	453,900				
	25	323,200	344,800	381,900	413,600	428,300					
	26	328,800	350,800	387,800	416,600	431,300					
	27	333,700	356,200	393,600	419,800						
	28	337,200	360,800	397,100	422,600						
	29	340,800	365,200	400,000	425,400						
	30	344,600	369,700	402,900							
	31	348,400	372,200	405,800							
	32	350,700	374,800	409,000							
	33		377,300	411,800							
	34		379,900	414,500							
	35		382,400								
	36										
再任用職員		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

附則別表第6

医 療 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	医療職給料表(一)			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員以外の職員	1	235,200	294,900	345,900	424,300
	2	245,100	311,000	362,400	437,000
	3	260,100	327,200	379,000	449,000
	4	276,000	343,500	395,600	460,700
	5	291,800	359,800	408,000	472,000
	6	306,700	376,200	420,800	483,300
	7	322,100	405,200	445,200	504,300
	8	336,700	416,600	456,600	514,300
	9	349,600	427,100	467,400	523,900
	10	362,200	436,600	478,200	533,600
	11	374,600	445,700	488,400	542,500
	12	383,700	454,600	498,100	551,000
	13	392,500	463,200	507,800	559,600
	14	399,700	471,900	516,100	567,900
	15	404,300	480,400	524,500	576,300
	16	408,800	486,300	532,900	584,000
	17	411,300	491,200	539,500	590,500
	18		495,300	545,900	595,700
	19		498,600	555,200	600,300
	20		502,100	555,600	
	21		505,600	559,800	
	22		509,000	563,800	
	23		512,400	567,900	
	24				
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則別表第5

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	研究職給料表				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用職員以外の職員	1	134,100	183,000	254,300	295,700	339,300
	2	138,500	192,700	267,500	309,500	351,300
	3	143,500	201,700	280,800	323,200	363,600
	4	149,800	210,800	293,900	337,100	375,800
	5	157,300	220,300	307,300	347,700	387,700
	6	165,800	231,700	320,900	357,500	400,200
	7	174,800	243,000	334,500	367,100	413,000
	8	183,100	254,300	344,400	376,600	426,500
	9	197,700	264,100	353,700	385,900	439,600
	10	205,400	274,300	362,200	395,000	452,600
	11	213,000	284,200	369,800	403,800	465,400
	12	220,800	291,400	376,500	412,500	477,800
	13	229,000	298,000	382,900	421,000	489,900
	14	237,300	304,700	389,000	429,200	501,600
	15	243,600	311,300	395,000	436,800	513,000
	16	249,700	317,900	406,000	444,300	524,300
	17	255,700	324,500	410,300	451,700	535,900
	18	261,600	330,900	414,300	459,000	546,300
	19	267,000	337,200	418,600	465,400	554,000
	20	272,300	343,400	422,500	472,100	560,900
	21	277,400	348,200	426,300	477,100	566,800
	22	282,400	352,300	430,100	481,600	571,900
	23	287,100	355,100	433,500	485,400	575,900
	24	290,900	357,900	436,800		
	25	294,500	360,700			
	26	297,400	363,500			
	27	299,900	366,300			
	28	299,400	369,000			
	29	301,700				
	30	303,800				
	31	305,700				
	32					
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円							
再任用職員以外の職員	1	-	-	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500	
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400		
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000		
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600		
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700			
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100			
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500			
	24		294,800	353,300	376,900				
	25		296,600	355,600	379,200				
	26		298,300	357,600	381,700				
	27		300,200	359,700	384,300				
	28		301,900	361,800					
	29			364,000					
	30			366,200					
再任用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100	436,600

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職級の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給 給	給料月額 円						
再任用職員以外の職員	1	151,500	178,300	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	157,100	186,700	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	162,900	196,000	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	169,100	201,600	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	177,200	207,500	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	185,600	213,400	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	194,300	220,000	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	199,400	226,900	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	204,600	234,600	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	209,900	241,800	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	215,300	249,000	293,500	318,600	354,900	407,100	455,900
	12	220,900	256,300	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	226,700	263,500	308,300	334,000	370,000	424,700	471,700
	14	232,600	270,700	315,300	341,800	377,200	433,300	479,400
	15	238,300	277,900	322,100	349,600	384,400	441,500	487,100
	16	243,900	285,200	328,500	357,300	391,400	449,200	494,000
	17	249,400	292,300	334,800	365,000	398,000	456,800	502,900
	18	255,200	299,100	341,700	372,800	404,800	464,500	508,900
	19	260,500	306,000	348,500	380,700	412,600	471,400	516,000
	20	265,500	312,800	355,000	388,700	420,600	478,000	523,000
	21	270,500	318,800	361,800	396,800	428,800	483,500	
	22	274,700	324,600	368,600	399,100	429,900		
	23	279,100	330,400	373,400	399,600	426,400		
	24	283,100	335,800	377,400	399,700			
	25	287,200	339,700	380,700	400,900			
	26	290,700	343,000	383,700	403,800			
	27	293,800	345,900	386,500	406,200			
	28	296,200	348,600	389,300				
	29	298,300	350,700	392,000				
	30	300,100	352,700	394,300				
	31	302,000	354,600					
	32	303,900	356,500					
	33	305,800	358,600					
	34	307,700	360,700					
	35	309,600	362,900					
	36	311,400	365,200					
	37	313,500	367,400					
	38	315,400						
	39	317,400						
	40	319,200						
	41							
再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則別表第7

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	1	160,800	202,200	251,900	284,800	364,700
	2	168,700	210,900	264,800	299,600	379,700
	3	178,800	219,800	277,500	314,700	392,100
	4	189,600	229,300	291,100	329,500	404,200
	5	197,300	238,700	304,900	344,700	416,200
	6	204,600	251,100	318,600	359,500	427,900
	7	212,300	263,400	331,700	374,400	439,300
	8	220,600	275,800	345,100	385,300	450,800
	9	229,900	287,100	357,900	395,700	461,900
	10	237,500	299,100	367,700	405,200	473,100
	11	246,100	310,900	377,700	414,200	484,500
	12	254,000	318,700	387,200	422,800	495,600
	13	261,900	325,600	395,800	431,100	506,800
	14	269,300	332,200	404,100	438,700	517,900
	15	276,500	338,700	419,100	446,100	528,200
	16	283,200	345,100	426,200	453,200	537,400
	17	289,600	350,900	433,200	459,400	546,400
	18	295,900	356,600	439,000	464,900	555,300
	19	301,900	362,200	443,900	470,400	564,200
	20	307,600	367,600	448,300	475,800	572,400
	21	312,500	373,100	451,400	481,100	578,700
	22	317,000	377,700	454,500	486,300	583,600
	23	321,400	381,600	457,300	491,400	588,200
	24	324,900	384,500	460,400	495,400	
	25	328,000	387,200	463,400	502,000	
	26	331,000	390,100	466,500		
	27	333,700	392,800	469,500		
	28	335,900	395,600			
	29	337,900	398,200			
	30	340,000	401,000			
	31	342,000	403,700			
	32	344,000	406,600			
	33	346,000	409,400			
	34	348,000				
	35	350,100				
	36	352,200				
	37	354,400				
	38					
再任用職員		239,500	287,200	303,200	335,300	416,400

備考 この表は、大学又は短期大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第十五号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

香川県職員退職手当条例（昭和二十九年香川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（一般の退職手当）

第二条の一 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第四条の四まで及び第四条の七から第四条の九までの規定により計算した退職手当の基本額に、第四条の十の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「第四条の二第一項若しくは第二項」を「第四条の二」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年以上」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

第四条の見出しを「（十一年以上二十五年未満勤務後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤務して退職した者（次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）」、「二十年」を「十一年」に改め、「限る。」又は「の次に二十五年未満の期間勤務し、」

を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第一号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「二十年」を「十一年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第四条の二の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日ににおけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十一年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第四条の六の見出しを削り、同条中「第四条の三」を「第四条の二」に、「退職手当の額」を「退

職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条を
 第四条の七とし、同条の前に見出しとして「(退職手当の基本額の最高限度額)」を付する。

第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とする。

第四条の三の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第一項の規定に
 該当する者」を「第四条の二第一項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であつて任命権
 者が知事の承認を得たものを除く。)」に改め、「この条」の下に「第四条の九」を加え、「前条
 第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退
 職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数一年
 につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」を「第四条の二第一項及び前条第一項の規定の適
 用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
 る字句に読み替へるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替へる規定	読み替へられる字句
---------	-----------

第四条の二第一項 退職日給料月額	退職日給料月額 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日にお いて定められているその者に係る定年と退職年度に おける年齢との差に相当する年数一年につき百分の 二を乗じて得た額の合計額
---------------------	--

第四条の三第一項 及び特定減額前給料 月額	及び特定減額前給料 月額 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額 に退職の日において定められているその者に係る定 年と退職年度における年齢との差に相当する年数一 年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
-----------------------------	---

第四条の三第二項 退職日給料月額に、 第二号	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日にお いて定められているその者に係る定年と退職年度に おける年齢との差に相当する年数一年につき百分の 二を乗じて得た額の合計額に、
------------------------------	---

第四条の三第四項 前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最 も遅い日の前日に既に退職した理由と同一の理由に より退職したものとし、かつ、その者の同日までの 勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額 に相当する額
---------------------	---

第四条の二を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額
 に係る特例)

第四条の三 退職した者の基礎在职期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制
 定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額される
 ことをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合におい
 て、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたも
 のとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、

退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合に
おける当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
- ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第五条の二第四項、第六条第三項又は第十一条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第五条第五項に規定する国家公務員等通算職員若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第六条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日）に職員、第五条第五項に規定する国家公務員等通算職員又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間
- 二 第五条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国家公務員等通算職員としての引き続いた在職期間
- 三 第五条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する国家公務員等通算職員としての引き続いた在職期間
- 四 第五条第五項第二号に規定する先の特任地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の特定地方公務員としての引き続いた在職期間
- 五 第五条第五項第三号に規定する先の特任地方公務員又は国家公務員としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の特定地方公務員又は国家公務員としての引き続いた在職期間
- 六 第五条第五項第四号に規定する先の特任一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び特定地方公務員としての引き続いた在職期間
- 七 第五条第五項第五号に規定する先の特任公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- 八 第五条第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び特定地方公務員としての引き続いた在職期間
- 九 第五条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- 十 第五条の二第二項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第四条の七
	読み替えられる字句	第四条の四の規定により読み替えて適用する第四条の二	二まで
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日における年齢との差に相当する年数一年につき百分の	

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の九 第四条の四に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲

退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前給料月額に第四条の三第二項第一号に掲げる割合を乗じて得た額及び

該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当
 第四条の八 第四条の三第二項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二

第五条の前に次の四条を加える。

十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

き続いた在職期間

特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の特定地方公務員としての引

十八 第五条の三第二項に規定する場合における先の特定地方公務員としての引き続きいた在職期間

職期間

職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在

十七 第五条の二第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在

立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

ての引き続きいた在職期間、特定地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独

十六 第五条の二第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員とし

び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十五 第五条の二第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及

間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十四 第五条の二第三項第三号に規定する場合における特定地方公務員としての引き続きいた在職期

員としての引き続きいた在職期間

員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職

十三 第五条の二第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職

及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、特定地方公務員としての引き続きいた在職期間

十二 第五条の二第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方

いた在職期間

十一 第五条の二第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続き

等職員としての引き続きいた在職期間

<p>二を乗じて得た額の合計額</p>	<p>これらの</p>	<p>第四条の三第一項の</p>	<p>第四条の四の規定により読み替えて適用する第四条の三第一項の</p>	<p>同項第一号ロ</p>	<p>同項の</p>	<p>第四条の八第一号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第四条の三第一項第一号ロ</p>	<p>及び退職日給料月額</p>	<p>及び退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>	<p>当該割合</p>	<p>当該割合</p>	<p>当該第四條の四の規定により読み替えて適用する同</p>	<p>号ロに掲げる割合</p>
<p>（退職手当の調整額）</p>															
<p>第四條の十 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第四條の三第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八條の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九條の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六條第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をすることを要しない期間のある月（現実に職務をすることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員（職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月額が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>															
<p>一 第一号区分 五万円</p>															
<p>二 第二号区分 四万五千八百円</p>															
<p>三 第三号区分 四万七千七百円</p>															

- 四 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 一万五千円
- 六 第六号区分 二万八百五十円
- 七 第七号区分 一万六千七百円
- 八 第八号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第四条の三第二項第二号から第十九号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号及び第三号に掲げる者を除く。）
 第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三号第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの
 （次号に掲げる者を除く。） 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三 退職日給料月額が職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）第三条の二に規定する給料月額に相当する額その他これに類する額として規則で定めるもの 第三条から第四条の四まで及び第四条の七から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の六に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第四条の十一 第四条の二第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額は、第二号の二、第四号の二、第四号の三及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間一年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」は、職員の給与に関する条例又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年香川県条例第八号）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

第五条第四項中「地方公務員法第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤に

よる傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四

年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実

に職務をとることを要しない期間のある月（現実には職務をとることを要する日のあつた月を除く。）

を「休職月等」に改め、同条第六項ただし書中「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基

本額」に改め、同条第七項中「第四条の二第三項及び第八條の規定による」を「前条第一項及び第八

條の規定により」に改め、同条第八項中「規定による」を「規定により」に改める。

第六条第一項中「第三条から第四条の二まで」を「第二条の二及び第四条の十一」に、「二」を

「いずれかに」に、「支給しない」を「支給しない」に改め、同条中第三項を第三項とし、第一項

の次に次の一項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第四条の十の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、

次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

1 第三条第一項及び第四条の三の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三

条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその

勤続期間が九年以下のもの

2 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

第十條第三項中「在职期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十條の三第

一項において同じ。）を「基礎在职期間」に改める。

第十條の二第一項及び第四項並びに第十條の三第二項中「在职期間」を「基礎在职期間」に改める。

附則第十三項中「第三条から第四条の三まで、第四条の六」を「第二条の二から第四条の四まで、

第四条の七から第四条の十一まで」に改め、同項第一号中「第三条から第四条の三まで及び第四条の

六」を「第二条の二から第四条の四まで及び第四条の七から第四条の十一まで」に改める。

附則第二十二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条の三」を「第四条の四」

に改める。

附則第二十三項中「第四条」を「第三条第二項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に

改める。

附則第二十四項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第二十六項を次のように改める。

26 十五年以上勤続して平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に退職した者であ

つて、退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を

減じた年齢以上であるもの（その者の非違によることなく勲章を受けて退職した者であつて任命権

者が知事の承認を得たものに限る。）に対する第四条第一項、第四条の二第二項又は第四条の三第

一項の規定の適用については、第四条の四の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

読み替へる規定	読み替へられる字句
第四条第一項	（という。）
（という。）及び退職日給料月額に退職の日において	定められているその者に係る定年と退職年度におけ
	る年齢との差に相当する年数（当該年数が十年を超
	える場合にあつては、十年とする。）一年につき百

29 退職した者の基礎在職期間中に給料月額額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額額の減額改定で知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額額が減額前の給料月額額に達しない場合にその差額に相当する額に次の一項を加える。

<p>第四条の三第二項 第二号ロ</p>	<p>第四条の三第二項 第二号</p>	<p>第四条の三第二項 第一号</p>	<p>第四条の一第二項</p>	
<p>前号に掲げる額</p>	<p>退職日給料月額に、 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日にお</p>	<p>及び特定減額前給料 月額</p>	<p>退職日給料月額 退職日給料月額</p>	
<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も近い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度に おける年齢との差に相当する年数（当該年数が十年を超える場合にあつては、十年とする。）一年につき百分の一（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から三年を減じた年齢以下である場合にあつては、百分の三）を乗じて得た額の合計額に、</p>	<p>及び特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（当該年数が十年を超える場合にあつては、十年とする。）一年につき百分の一（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から三年を減じた年齢以下である場合にあつては、百分の三）を乗じて得た額の合計額は、百分の三）を乗じて得た額の合計額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度に おける年齢との差に相当する年数（当該年数が十年を超える場合にあつては、十年とする。）一年につき百分の一（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から三年を減じた年齢以下である場合にあつては、百分の三）を乗じて得た額の合計額</p>	<p>分の一（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から三年を減じた年齢以下である場合にあつては、百分の三）を乗じて得た額の合計額</p>

額を支給することとする条例の適用を受けたことあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第四条の十一第二項に規定する職員の給与に関する条例又は公立学校職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))

以後に退職することにより改正後の香川県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。(以下同じ。))として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由及び現に退職した日の属する年度の末日において在職しているものとみなした場合の同日におけるその者の年齢と同一の年齢により退職したものとし、かつ、その者の施行日の前日までの勤続期間及び同日における給料月額(同日に、職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十四号)附則第六項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第三十号)附則第五項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額)を基礎として、改正前の香川県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。))第三条から第四条の三まで及び第四条の六並びに附則第二十二項から第二十四項まで及び第二十六項、附則第九項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和二十七年香川県条例第四十一号。以下この項及び附則第四項において「条例第四十一号」という。))附則第三項、附則第十項の規定による改正前の香川県職員退職手当条例(昭和四十八年香川県条例第十六号。以下この項及び附則第四項において「条例第十六号」という。))附則第五項から第八項まで、第十六項及び第三十三項並びに附則第十、第十一項及び第二十二項から第二十四項まで及び第二十六項、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第四十一号附則第三項、附則第十項の規定による改正後の条例第十六号附則第五項から第八項まで、第十六項及び第三十三項並びに附則第十四項の規定による改正後の条例第四十七号(以下この項及び附則第四項において「条例第四十七号」という。))附則第十二項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の二から第四条の四まで及び第四条の七から第四項の十一まで並びに附則第二十二項から第二十四項まで及び第二十六項、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第四十一号附則第三項、附則第十項の規定による改正後の条例第十六号附則第五項から第八項まで、第十六項及び第三十三項並びに附則第十四項の規定による改正後の条例第四十七号(以下この項及び附則第四項において「条例第四十七号」という。))附則第十二項の規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第五条第五項、第五条の二第一項から第三項まで及び第五条の三第二項の規定により新条例第四条の三第二項第二号から第十九号までの規定に規定する期間が新条例第五条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の

職員としての引き続き在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「額」とあるのは「額」に相当する額として規則で定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額（同日に、職員の給与に関する条例の適用を受けていた職員にあっては職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第六項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、公立学校職員の給与に関する条例の適用を受けていた職員にあっては公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第五項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額）を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第四条の三まで及び第四条の六並びに附則第二十二項から第二十四項まで及び第二十六項、附則第九項の規定による改正前の条例第四十一号附則第三項、附則第十項の規定による改正前の条例第十六号附則第五項から第八項まで、第十六項及び第三十三項並びに附則第十四項の規定による改正前の条例第四十七号附則第十二項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十万円）

イ 新条例第四条の十の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの

イ 新条例第四条の十の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が十四年以上のものを

イ 新条例第四条の十の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第三項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「額」とあるのは、「額」に相当する額として規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第四条の三の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十五号）附則第二項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第四条の十の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	その者の基礎在職期間	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間
第一項	間	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間
第二項			

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

9 (香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和三十七年香川県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三条から第四条の三まで及び第四条の六」を「第二条の二から第四条の四まで及び第四条の七から第四条の十一まで」に改め、同項第二号中「第四条の六の規定に該当する」を「第四条の七又は第四条の八の規定に該当する」に、「第四条の六の規定により」を「第二条の二、第三条、第四条の二から第四条の四まで及び第四条の七から第四条の十までの規定により」に改める。

10 (香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)
香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和四十八年香川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条の三」を「第四条の四」に改める。

附則第六項中「第四条(一)を「第三条第一項(一)に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条及び(一)」を「第三条第一項及び第四条の三並びに」に改める。

附則第七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条の二及び第四条の三並びに」を「第四条の二から第四条の四まで及び」に改める。

附則第八項中「第三条から第四条の三まで及び第四条の六」を「第二条の二から第四条の四まで及び第四条の七から第四条の十一まで」に改め、同項第一号中「第三条から第四条の三まで及び第四条の二から第四条の四まで及び第四条の六」を「第二条の二及び第四条の十一」に改める。

附則第十六項中「第三条から第四条の三までの」を「第二条の二及び第四条の十一の」に、「新条例第三条から第四条の三まで及び第四条の六」を「新条例第二条の二から第四条の四まで及び第四条の七から第四条の十一まで」に改め、同項第一号中「第三条から第四条の三まで及び第四条の二から第四条の四まで及び第四条の六」を「第二条の二から第四条の三まで及び第四条の七から第四条の十一まで」に改める。

附則第三十三項中「第三条から第四条の三まで」を「第二条の二及び第四条の十一」に改める。

11 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「(以下に「第四条第二項、」を加え、「第五条第四項」を「第四条の十第一項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

12 職員の育児休業等に関する条例(平成四年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第五条第四項」を「第四条の十第一項及び第五条第四項」に、「同項」を「同条例第四条の十第一項」に、「執る」を「とる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての香川県職員退職手当条例第五條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

13 職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成十二年香川県条例第四十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第八条中「第五条第四項」を「第四条の十第一項」に改める。

(香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

14 香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第四十七号)の一部を次

のように改正する。

附則第十二項中「第四条の規定」を「第三条第一項の規定」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条の」を「同項の」に改める。

うに改正する。

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例(昭和三十六年香川県条例第四号)の一部を次のよ

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例

香川県条例第十六号

香川県知事 真鍋 武紀

平成十八年三月二十八日

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

第四条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

(退職手当に関する特例措置)

7 常勤の監査委員の受ける退職手当の額については、当分の間、第六条第五項の規定にかかわらず、

香川県職員退職手当条例第二条の二の退職手当の調整額は、加算しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成十八年四月一日から施行す

る。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年香川県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 有害物等取扱手当

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十二号及び第十号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号を削り、第十六号を第十一号とし、第十七号から第二十号までを五号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第十六号とし、第二十三号から第二十二号までを六号ずつ繰り上げ、第三十三号を削る。

第三条第一項中「を訪問して」を「に対して」に改める。

第四条第一項第二号中「の規定」を「又は香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年香川県条例第二号）の規定」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」を「従事した日一日につき八百八十円」に改め、同項各号を削る。

第五条を次のように改める。

（有害物等取扱手当）

第五条 有害物等取扱手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 特に危険な病原体の研究又は検査の業務（環境保健研究センター、保健所、病院その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が行うものに限る。）

二 有害物（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十三条第一項第二号に規定する有害物その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を取り扱う業務又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所の立入検査の業務

三 エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務（医師、診療放射線技師若しくは診療エックス線技師又はこれらの職員を補助する職員が行うものに限る。）その他特に著しい放射線障害を受けるおそれのある業務

2 有害物等取扱手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号又は第三号に掲げる業務に従事した場合 従事した日一日につき三百二十円

二 前項第二号に掲げる業務に従事した場合 従事した日一日につき二百九十円

第六条を削る。

第七条第二項中「一月」を「従事した日一日」に、「一万八千六百円」を「八百八十円」に改め、

同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条を削り、第十一条を第九条とする。

第十二条第二項第二号中「百分の四」を「百分の六」に、「一万四千五百円」を「二万二千円」に、同号口中「百分の八」を「百分の九」に、「二万八千円」を「三万二千四百円」に改め、同条

を第十条とする。

第十三条第一項第一号中「第二十條」を「第十五條」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条及び第十五条を削る。

第十六条第一項中「保健師」を「職員」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条を削り、第十八条を第十三条とする。

第十九条第三項第二号中「百分の四」を「百分の三」に、「一万四千五百円」を「一万千円」に改め、同条を第十四条とする。

第二十條第二項第一号中「百分の九」を「百分の六」に、「四万二千六百円」を「三万八千四百円」に、「同項第二号中「百分の五」を「百分の三」に、「一万八千二百円」を「一万二千四百円」に、「同項第三号中「百分の十」を「百分の六」に、「三万六千三百円」を「二万二千円」に、「同項第四号中「百分の十四」を「百分の九」に、「四万九千円」を「三万二千四百円」に、「同項第五号中「百分の九」を「百分の六」に、「三万五千五百円」を「二万千六百円」に、「同項第六号中「六百七十円」を「五百三十円」に改め、同条を第十五条とし、第二十一条を第十六条とする。

第二十二條第二項第一号イ及びロを次のように改め、同号ハを削り、同条を第十七条とする。

イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務一回につき六千八百円

ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 深夜における勤務時間が二時間未満の場合 勤務一回につき二千円
- (2) 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満の場合 勤務一回につき二千九百円
- (3) 深夜における勤務時間が四時間以上の場合 勤務一回につき三千三百円

第二十三條を削り、第二十四條を第十八条とする。

第二十五條第二項第一号中「百分の六」を「百分の三」に、「二万千円」を「一万九千九百円」に、「同項第二号中「百分の十四」を「百分の十二」に、「六万三千円」を「四万三千二百円」に改め、同号ロ中「百分の十四」を「百分の九」に、「四万九千円」を「三万二千四百円」に改め、同項第三号イ中「百分の十四」を「百分の九」に、「五万九百円」を「三万三千円」に改め、同号ロ中「百分の十」を「百分の六」に、「二万六千三百円」を「二万二千円」に改め、同条を第二十條とする。

第二十六條第一項第二号中「生活指導員」を「生活支援員」に改め、同條第二項第一号中「百分の六」を「百分の三」に、「二万千円」を「一万九千九百円」に改め、同項第二号イ中「百分の十八」を「百分の十二」に、「六万三千円」を「四万三千二百円」に改め、同号ロ中「百分の十四」を「百分の九」に、「四万九千円」を「三万二千四百円」に改め、同項第三号イ中「百分の十四」を「百分の九」に、「五万九百円」を「三万三千円」に改め、同号ロ中「百分の十」を「百分の六」に、「二万六千三百円」を「二万二千円」に改め、同條を第二十條とする。

第二十七條第二項中「百分の十」を「百分の七」に、「三万五千円」を「二万五千二百円」に改め、同條を第二十一条とする。

第二十八條第二項中「百分の十」を「百分の七」に、「三万五千円」を「二万五千二百円」に改め、同條を第二十一条とし、第二十九條を第二十三条とする。

第三十條第二項中「一月」を「従事した日一日」に、「一万八千六百円」を「八百八十円」に改め、同條を第二十四条とし、第三十一条を第二十五条とする。

第三十二條第二項中「千円」を「六百五十円」に、「千三百円」を「九百七十五円」に改め、同條を第二十六条とする。

第三十三條第一項に次の三号を加える。

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項から第五項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として人事委員会規則

で定めるものの病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は入院のための患者の移送

八 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病のうち、人事委員会規則で定める伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患者の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業

九 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第二項又は香川県アーストによる健康被害の防止に関する条例（平成十七年香川県条例第五十九号）第二十三条第一項の規定による立入検査

第三十二条第二項に次の二号を加え、同条を第二十七条とする。

七 前項第七号又は第八号に掲げる業務に従事した場合 従事した日一日につき二百九十円

八 前項第九号に掲げる業務に従事した場合 従事した日一日につき三百円

第三十四条第一項に次の三号を加える。

三 高圧ガスが不法に取り扱われ、若しくは消費され、又は取り扱われ、若しくは消費されるおそれのある現場において行う高圧ガス保安法第三十九条第二号に掲げる措置に伴い、高圧ガスを充てんした容器を回収する業務

四 漁業監督吏員及び船舶員が現場において漁業者等に面接して行う漁業取締りに関する業務

五 麻薬取締員が従事する麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する職務

第三十四条第二項中「従事した日一日につき六百五十円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第二十八条とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる業務に従事した場合 従事した日一日につき六百五十円

二 前項第五号に掲げる業務に従事した場合 従事した日一日につき千円

第三十五条を削る。

第三十六条第一項中「と畜検査業務手当」を削り、「農業経営者養成手当又は家畜保健衛生業務手当」を「又は農業経営者養成手当」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(併給禁止)

第十九条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第二十七条第一項第七号及び第八号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2 前条第一項第三号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、保安検査等業務手当は、支給しない。

3 前条第一項第四号に掲げる業務に係る特殊現場指導業務手当が支給される日においては、漁業取締業務手当は、支給しない。

第三十七条の表を次のように改め、同条を第三十一条とし、第二十八条を第三十二条とする。

第十條第二項第二号イ	二万二千円
第十條第二項第二号イ	二万二千円
第十條第二項に規定する勤務時間、休暇等に関する	二万二千円に職員の勤務時間、休暇等に関する
項の規定により定められたその者の勤務時間を	同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条から第二十八条までを一条ずつ繰り上げる。
第二十九条第一項中「第二十七条第七号及び第八号」を「第二十六条第一項第七号及び第八号」に改め、同条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。

第三十一条の表中「第十九条第二項第一号」を「第十八条第二項第一号」に、「第十九条第二項第二号」を「第十八条第二項第二号」に、「第十九条第二項第三号イ」を「第十九条第二項第三号イ」に、「第十九条第二項第三号ロ」を「第十九条第二項第三号ロ」に、「第十九条第二項第三号イ」を「第十九条第二項第三号イ」に、「第十九条第二項第三号ロ」を「第十九条第二項第三号ロ」に、「第二十条第二項第二号イ」を「第十九条第二項第二号イ」に、「第二十条第二項第二号ロ」を「第十九条第二項第二号ロ」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第四条第一項第二号の改正規定 平成十八年六月一日
- 二 第二条及び附則第三項の規定 平成十九年四月一日

(経過措置)

2 平成十八年度に限り、第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改

		(以下「勤務割合」という。)を乗じて得た額
第十條第二項第二号ロ	三万二千四百円	三万二千四百円に勤務割合を乗じて得た額
第十四條第二項第二号	一万千円	一万千円に勤務割合を乗じて得た額
第十五條第二項第一号	三万八百元	三万八百元に勤務割合を乗じて得た額
第十五條第二項第二号	一万二千四百円	一万二千四百円に勤務割合を乗じて得た額
第十五條第二項第三号	二万二千円	二万二千円に勤務割合を乗じて得た額
第十五條第二項第四号	三万二千四百円	三万二千四百円に勤務割合を乗じて得た額
第十五條第二項第五号	二万六百元	二万六百元に勤務割合を乗じて得た額
第十九條第二項第一号	一万九百元	一万九百元に勤務割合を乗じて得た額
第十九條第二項第二号	四万三千二百円	四万三千二百円に勤務割合を乗じて得た額
第二十條第二項第一号	一万九百元	一万九百元に勤務割合を乗じて得た額
第二十條第二項第二号イ	四万三千二百円	四万三千二百円に勤務割合を乗じて得た額
第二十條第二項第二号ロ	三万二千四百円	三万二千四百円に勤務割合を乗じて得た額
第二十條第二項第三号イ	三万三千円	三万三千円に勤務割合を乗じて得た額
第二十條第二項第三号ロ	二万二千円	二万二千円に勤務割合を乗じて得た額
第二十一條第一項	二万五千二百円	二万五千二百円に勤務割合を乗じて得た額
第二十二條第一項	二万五千二百円	二万五千二百円に勤務割合を乗じて得た額

正条例」という。(第十五条第二項第二号及び第四号並びに第二十条第二項第二号及び第三号の規定の適用については、改正条例第十五条第三号中「百分の六」とあるのは「百分の八」と、「二万二千円」とあるのは「二万九千三百円」と、同項第四号中「百分の九」とあるのは「百分の十二」と、「三万二千円」とあるのは「四万四千円」と、「三万二千四百円」とあるのは「四万四千円」と、「四万三千二百円」とあるのは「五万四千円」と、「百分の十二」とあるのは「百分の十五」と、「四万三千二百円」とあるのは「五万四千円」と、「同号ロ中「百分の九」とあるのは「百分の十二」と、「三万二千四百円」とあるのは「四万三千二百円」と、同項第三号イ中「百分の九」とあるのは「百分の十二」と、「三万三千円」とあるのは「四万四千円」と、同号ロ中「百分の六」とあるのは「百分の八」と、「二万二千円」とあるのは「四万四千円」と、同号ロ中「百分の六」とあるのは「百分の八」と、「二万二千円」とあるのは「四万四千円」とする。

3 職員との給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(職員との給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

平成十八年香川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十項第一号中「第十九条第二項、第二十條第二項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項」を「第十八條第二項、第十九條第二項、第二十條第二項及び第二十一條第二項」に改める。

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第十八号

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第一条 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用料23の項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、「第十五条の五第二項第一号又は」を削り、「第十五条の十一第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額」の下に「又は障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を加え、同表 使用料の部 一 公の施設の使用料24の項中「第十七条の四第二項第一号又は」を削り、「額」の下に「又は障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を加え、同表 使用料の部 一 公の施設の使用料25の項中「香川県身体障害者総合ハビリテーションセンター」を「かがわ総合リハビリテーションセンター」に、「肢体不自由者施設」を「身体障害者更生施設」に改め、「第十七条の四第二項第一号又は」を削り、「第十七条の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額」の下に「又は障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を加え、「児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額」を「障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に改め、同表 使用料

の部 二 公の施設の使用料26の項中「児童福祉法第二十一条の十第二項第一号又は」及び「第十
五条の五第二項第一号若しくは」を削り、「額」の下に「又は障害者自立支援法第二十九条第三項
の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を加える。

別表第一 第二表 手数料の部二百九十三の項中「香川県身体障害者総合リハビリテーション
センター手数料」を「かがわ総合リハビリテーションセンター手数料」に、「身体障害者医療セン
ター」を「病院」に改める。

第二条 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 二 公の施設の使用料23の項中「障害者自立支援法」を「児
童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第二項又は障害者自立支援法」に改
め、「知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第十五条の十一第二項第一号の市町村長
が定める基準により算定した額又は」を削り、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料24の項中
「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第二項第一号の市町村長が
定める基準により算定した額又は」を削り、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料25の項中「
身体障害者福祉法第十七条の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額又は」を削
り、

短期入所の場合	障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が 定める基準により算定した費用の額	を
施設支援の場合	児童福祉法第二十四条の二第二項の厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額	に
短期入所の場合	障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が 定める基準により算定した費用の額	を

改め、同表 使用料の部 二 公の施設の使用料26の項中「知的障害者福祉法第十五条の十一第二
項第一号の市町村長が定める基準により算定した額又は」を削る。

（香川県身体障害者更生援護施設条例の一部改正）

第三条 香川県身体障害者更生援護施設条例（昭和二十九年香川県条例第十三号）の一部を次のよう
に改正する。

第七条中「第十七条の四第二項第一号又は」を削り、「算定した額」の下に「又は障害者自立支
援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定し
た費用の額」を加える。

第四条 香川県身体障害者更生援護施設条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県身体障害者療護施設たまたも園条例

第一条及び第二条を次のように改める。

（設置）

第一条 身体障害者更生援護施設として、香川県身体障害者療護施設たまたも園（以下「たまたも園」

という。）を高松市に設置する。

（目的）

第二条 たまたも園は、身体障害者であつて常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養

護を行い、もつて身体障害者の福祉を図ることを目的とする。

第五条第一項中「身体障害者更生援護施設」を「たまも園」に改め、同条第三項中「法人その他団体（たまも園の場合にあつては、社会福祉法人に限る。）」を「社会福祉法人」に改め、同項第一号、第二号及び第四号中「身体障害者更生援護施設」を「たまも園」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「身体障害者更生援護施設」を「たまも園」に改め、同項を同条第五項とする。第六条中「たまも園に係る」を削る。

第七条中「身体障害者福祉法第十七条の十第一項第一号の市町村長が定める基準により算定した額又は」を削る。

第十一条中「身体障害者更生援護施設」を「たまも園」に改める。

（香川県精神保健福祉センター条例の一部改正）

第五条 香川県精神保健福祉センター条例（昭和四十年香川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三十二条第三項及び」を削り、「決定」の下に「及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定による市町が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たつての意見陳述

八 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他の必要な援助

（香川県ふじみ園条例の一部改正）

第六条 香川県ふじみ園条例（昭和四十一年香川県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第二項第一号又は」及び「第十五条の五第二項第一号若しくは」を削り、「算定した額」の下に「又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を加える。

第七条 香川県ふじみ園条例の一部を次のように改正する。

第八条中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額又は」を削る。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第八条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年香川県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十条の二第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十条の二に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合
 附 則
 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第四条及び第八条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第八条第一号の改正規定を除く。）の規定 平成十八年十月一日
- 二 第八条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第八条第一号の改正規定に限る。）の規定 規則で定める日

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第十九号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十九の二の項を十九の三の項とし、十九の項の次に次のように加える。

十九の二	香川県アセスメントによる健康被害の防止に関する条例（平成十七年高松市
	香川県条例第五十九号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イ	条例第九条第一項及び第二項、第十六条、第十七条並びに第十八条第一項の規定による届出の受理
ロ	条例第十条及び第十二条の規定による命令
ハ	条例第十九条第一項の規定による勧告
ニ	条例第十九条第二項の規定による公表
ホ	条例第十九条第三項の規定による意見を述べる機会の付与
ヘ	条例第二十條第一項の規定による台帳の整備
ト	条例第二十一條第一項の規定による定期監視
チ	条例第二十一條第二項の規定による監視結果の公表
リ	条例第二十二條の規定による報告の徴収
ヌ	条例第二十三條第一項の規定による立入検査及び質問

別表第一の二十三の項中「の規定」を「及び第五十三條第一項の規定」に、「の事業」を「又は介護予防短期入所生活介護の事業」に改め、同項中「ホ」を「ク」に、「ト」を「ヨ」に改め、同項中ヨをタとし、同項中ヨをタとし、カを削り、ワをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第百三条第一項から第四項までの規定による勧告、公表、命令及び公示

別表第一の二十三の項中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、同項ト中「及び第九十三條」を「第九十三條及び第百十五條の九」に、「から三まで及びヘ」を「ハ、

ホ及びト」に改め、同項トを同項チとし、同項ハ中「及び第九十二条第一項」を「第九十二条第一項、第九十五条の八第一項及び第九十五条の二十九第六項」に、「取消し」を「取消し及び効力の停止」に改め、同項ヘを同項トとし、同項ホを削り、同項ニ中「及び第八十九条」を「第八十九条及び第九十五条の五」に改め、同項ニを同項ホとし、同項ホの次に次に加える。

ハ 法第七十六条の二第一項から第四項まで、第九十一条の二第一項から第四項まで及び第九十五条の七第一項から第四項までの規定による勧告、公表、措置命令及び公示（ロ及びハの指定に係るものに限る。）

別表第一の二十三の項ハの次に次に加える。

ニ 法第七十条の二第二項（法第百十五条の十において準用する場合を含む。）及び第八十六条の二第二項の規定による指定の更新（ロ及びハの指定に係るものに限る。）

別表第一の三十六の項の次に次に加える。

二十六の二	香川県営住宅条例（昭和三十九年香川県条例第二十四号。以下「
の項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務	
のうち、次に掲げるもの	
イ 条例第四条の規定による入居者の募集及び公示	
ロ 条例第五条の規定による入居の決定	
ハ 条例第六条第一項第四号、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項	
第二十一条第三項並びに第二十二條ただし書の規定による承認	
ニ 条例第八条の二第一項及び第二項、同条第三項において準用する条例第	
八条第四項並びに第八条の三第三項の規定による入居予定者の決定	
ホ 条例第八条の二第三項において準用する条例第八条第三項の規定による	
入居補欠者の決定	
ヘ 条例第八条の三第三項の規定による登録	
ト 条例第八条の三第二項の規定による登録の抹消	
チ 条例第八条の五の規定による入居の許可	
リ 条例第九条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定による期限の	
指定及び延長	
ヌ 条例第九条第一項第一号及び第十一條第二項の規定による請書の受理	
ル 条例第九条第三項、第十条第三項及び第二十五條第一項の規定による許	
可の取消し	
ヲ 条例第十条第一項の規定による入居日の指定及びその通知	
ワ 条例第十二條第四項、第十八條第二項及び第二十四條の規定による届出	
の受理	
カ 条例第十四條第四項の規定による認定	
ヨ 条例第十五條第一項及び第二項の規定による敷金の徴収及び還付	
タ 条例第十九條第二項及び第二十三條の規定による指示	
レ 条例第二十四條の規定による検査者の指定	
ソ 条例第二十五條第一項第五号の規定による命令	

直島町

ツ 条例第二十八条の規定による報告の請求（ヨの徴収に係るものに限る。）
 ネ イからツまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に
 基づく事務で規則で定めるもの

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正後の別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の實際に当該法令等の規定により知事にされている申請その他の行為で、同日以後において同表の下欄に掲げる市町の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長にされた申請その他の行為とみなす。

香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十号

香川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

香川県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年香川県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十一号

付属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和三十三年香川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十二号

香川県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

第一条 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和六十年香川県条例第二十二号)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かがわ総合リハビリテーションセンター条例

第一条中「者の」を「者等の」に、「香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター」を「

かがわ総合リハビリテーションセンター」に改める。

第二条を次のように改める。

(業務)

第二条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条に規定する身体障害者更

生施設として、身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更

生に必要な訓練を行うこと。

二 身体障害者福祉法第三十一条の二に規定する身体障害者福祉センターとして、身体障害者に

関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及

びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること。

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設

として、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な

知識技能を与えること。

四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院として、医療を行

うこと。

別表中「肢体不自由者施設」を「身体障害者更生施設」に改め、「第十七条の四第二項第一号又

は」を削り、「第十七条の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額」の下に「又

は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項の厚生労働大臣が定める基

準により算定した費用の額」を加え、「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条

の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額」を「障害者自立支援法第二十九条第

三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」に、「身体障害者医療センター」を「

病院」に改める。

第二条 かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三十一条の二」を「第三十一条」に改める。

別表中「身体障害者福祉法第十七条の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額

又は」を削り、

「短期入所の場合

障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定め

る基準により算定した費用の額

」施設支援の場合

児童福祉法第二十四条の二第二項の厚生労働大臣が定める

基準により算定した費用の額

」短期入所の場合

障害者自立支援法第二十九条第三項の厚生労働大臣が定め

る

一の基準により算定した費用の額

一

改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

食品衛生法に基づき公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第二十三号

食品衛生法に基づき公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づき公衆衛生上必要な基準に関する条例（平成十二年香川県条例第二号）の一部を

次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 公衆衛生上講ずべき措置の基準（第二条関係）

第一 施設等における衛生管理

一 施設の衛生管理

イ 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼動中は常に衛生上支障のないように維持すること。

ロ 食品の製造、加工、処理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、必要な物品を置かないこと。

ハ 作業場の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

ニ 作業場の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

ホ 作業場の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合は、じんあ

い、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

ヘ 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。

ト 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

二 食品取扱設備等の衛生管理

イ 器具、容器、機械等（以下「器具等」という。）は、衛生保持のため、その目的に応じて使用すること。

ロ 器具等及び分解した器具等の部品は、食品への金属片、不潔異物、化学物質等の混入を防

止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。

ハ 器具等は、常に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用で

きるよう整備しておくこと。

ニ 器具等及び器具等の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用

すること。

ホ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、適正

に作動していることを定期的に点検すること。また、その結果を記録するよう努めること。

へ 食品に直接接触する包丁、まな板、ふきん、容器等は、汚染の都度及び作業終了後に洗浄消毒を十分に行うこと。

ト 洗浄剤、消毒剤その他化学物質は、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、食品への混入を防止するため、必要に応じて、容器に内容物の名称を表示する等の措置を講ずること。

チ 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、及び乾燥させ、専用の場所に保管すること。

リ 手洗設備は、手指の洗浄及び消毒が適正にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

ヌ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

ル 食品の放射線照射業にあつては、一日一回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を二年間保存すること。

三 ねずみ及び昆虫対策

イ 施設及びその周囲においては、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝のふた等の設置により、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。

ロ 年二回以上、ねずみ及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を一年間保存すること。

また、ねずみ又は昆虫の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。

四 廃棄物の取扱い

イ 廃棄物の処理は、適正に行うこと。

ロ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、汚液又は汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

五 食品等の取扱い

イ 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等を点検し、点検状況を記録すること。

ロ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。また、保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

ハ 冷凍設備（常に摂氏零下十五度以下を保持できる設備をいう。以下同じ。）又は冷蔵設備（常に摂氏十度以下を保持できる設備をいう。以下同じ。）に食品を保管する場合には、相互汚染が生じない方法で保管すること。

ニ 添加物は、専用の場所に保管し、使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

ホ 食品は、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において、時間、温度等の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

六 使用水の管理

イ 施設で使用する水は、飲用に適した水であること。ただし、飲用に適した水に混入しないよう防止策を講じた上で、食品等に影響を及ぼさない用途で使用する水は、この限りでない。

- ロ 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）に規定する水道事業及び専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合には、同法第二十条第三項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者（以下「検査機関」という。）において年一回以上水質検査を行い、成績書を一年間保存すること。また、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
- ハ 水質検査の結果、施設で使用する水が飲用に不適となったときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- ニ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- ホ 水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認すること。また、その結果を記録するよう努めること。
- 七 食品衛生責任者の設置
 - イ 営業者は、法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業の場合を除き、施設又は部門ごとに、当該従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めておくこと。
 - ロ 食品衛生責任者は、知事が実施し、又は知事が適正と認めた講習会の講習を定期的な受け、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。
 - ハ 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- 八 記録の作成及び保存
 - イ 食品衛生上の危害の発生を防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷、販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。
 - ロ 記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。
 - ハ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合は、その記録を保存すること。
- 九 回収・廃棄
 - イ 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び当該施設の所在する地域を管轄する保健所長への報告の手順を定めること。また、その手順書の作成に努めること。
 - ロ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
 - ハ 回収を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起のため、当該回収に関する公表について考慮すること。
- 十 管理運営要領の作成
 - ハ 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底すること。
- 十一 検査の保存
 - イ 旅館、仕出し屋、弁当屋その他これらに類する営業にあつては、検査を摂氏十度以下で七十二時間以上保存すること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
 - ロ イの検査を保存する場合は、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録するよう努めること。

と。

十二 情報の提供

消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

第二 従事者の衛生管理

一 従事者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。

二 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。

三 下痢、腹痛等の症状又は皮膚に外傷のある従事者については、その旨を営業者、食品衛生管理

理者又は食品衛生責任者等に報告させ、食品衛生上の危害が発生しないよう、適切な措置を講

ずること。

四 従事者は、作業場内では清潔な作業着及び専用の履物を使用し、必要に応じ帽子又はマスク

を着用すること。

五 従事者は、常に爪を短く切り、清潔にするとともに、作業前、用直後及び生鮮の原材料や

汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

六 従事者は、食品の取扱作業中、たん又はつばをはくこと等の行動は慎むこと。また、所定の

場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

第三 従事者に対する教育訓練

営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われ

るよう、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等食品衛生上必要

な事項に関する衛生教育を実施すること。特に、洗浄剤、消毒剤その他化学物質を取り扱う者に

対しては、その安全な取り扱いについての教育訓練を実施すること。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事

真 鍋

武 紀

紀

香川県条例第二十四号

香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年香川県条例第二号）の一部を次のように改正

する。

目次中「第六条」を「第七条」に、「犬」を「動物」に、「第七条」第九条を「第八条」第十三

条」に、「危険な動物の飼養等（第十条第十八条）」を「動物の引取り、収容等（第十四条」第十

八条）」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第一章から第三章までを次のように改める。

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」と

い。）に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の

動物を愛護する精神の高揚に資するとともに、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 飼い主 動物を飼養し、又は保管している者をいう。

二 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。

三 特定動物 法第二十六条第一項に規定する政令で定める動物をいう。

(県の責務)

第三条 県は、動物の愛護及び適正な飼養に関し、その知識の普及啓発その他必要な施策を実施するものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県が実施する動物の愛護及び適正な飼養に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第五条 飼い主は、動物の習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境の保全に配慮し、その飼養し、又は保管する動物について、近隣住民の理解を得られるよう心がけることにより、人と動物が共生することのできる環境づくりに努めなければならない。

(人と動物に共通する感染症の調査等)

第六条 県は、人と動物に共通する感染症に関し、調査及び研究並びに知識の普及啓発を行うとともに、その予防のために必要な施策を講ずるものとする。

(市町等の協力)

第七条 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、市町並びに動物の愛護及び適正な飼養について普及啓発を行っている団体に対し、必要な協力を求めることができる。

第二章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第八条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限る。）は、次掲げる事項を遵守しなければならない。

一 えさ及び水を適正に与えること。

二 適正な飼養施設を設けること。

三 疾病の予防等健康管理を行うこと。

四 飼養施設及びその周囲を常に清潔に保つこと。

五 異常な鳴き声、悪臭等により人に迷惑を及ぼすことのないようにすること。

六 動物が逃げ出したときは、自らの責任において捜索し、収容すること。

七 道路、公園その他公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと。

八 適正に飼養することができる者に譲渡する場合その他正当な理由がある場合を除き、動物を終

生にわたり飼養すること。

九 動物が繁殖して適正な飼養が困難となるおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するた

めに、生殖を不能にする手術その他の必要な措置をとること。

十 哺乳類に属する動物を、離乳前に譲渡しないこと。

十一 地震、火災その他の災害の発生時において、その飼養し、又は保管する動物の安全を図るた

めに、あらかじめ必要な措置を定めておくこと。

(犬の係留等)

第九条 犬の飼い主は、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように、その飼養し、又は

保管する犬を、固定した物に丈夫な鎖、綱等で係留し、又はおりその他の囲いの中に収容しておか

なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 警察犬、狩猟犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合

二 犬を制御することができる者が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがないと認められ

る場所及び方法で訓練する場合

三 犬を制御することができる者が丈夫な鎖、綱等で確実に保持することにより、移動させ、又は

運動させる場合

四 その他規則で定める場合

(犬の飼い主の遵守事項)

第十条 犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

一 犬を飼養することができなくなつたときは、適正に飼養し、又は保管することができる者に譲

渡する場合を除き、知事に届け出て、その指示に従うこと。

二 犬がかむ癖のあるときは、口輪をかける等人をかむことがないよう必要な措置をとること。

三 犬が道路、公園その他の公共の場所又は他人の土地、建物等においてふんを排せつしたときは、

直ちに、その場所を清掃すること。

(標識の掲示)

第十一条 犬を飼養する者は、当該犬の飼養施設の所在する場所の公衆の見やすい箇所に、規則で定

めるところにより知事が交付する標識を掲示しておかなければならない。

(猫の飼養等)

第十二条 猫の飼い主は、周辺環境に応じて、その飼養し、又は保管する猫の健康及び安全を保持し

並びに周辺環境を保全するため、屋内で当該猫を飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

(猫の飼い主の遵守事項)

第十三条 猫の飼い主は、その飼養し、又は保管する猫について、当該猫を飼養することができなく

なつたときは、適正に飼養し、又は保管することができる者に譲渡する場合を除き、知事に届け出

て、その指示に従わなければならない。

第三章 動物の引取り、収容等

(犬及び猫の引取り)

第十四条 知事は、法第三十五条第一項の規定により犬又は猫の引取りを求められた場合においては

所有者に対し、終生にわたり当該犬又は猫を飼養するよう求めるものとする。

2 知事は、法第三十五条第一項の規定により犬又は猫の引取りを行う場合は、所有者に対し、日時、場所その他これを引き取るために必要な事項を指示することができる。

(犬の収容)

第十五条 知事は、所有者の判明していない犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。

2 職員は、収容しようとしている犬が他人の土地に入つた場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要なと判断される限度において、その土地（人の住居の用に供されている土地を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その土地の管理者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 職員が第一項の規定による犬の収容に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めにより、これを提示しなければならない。

4 知事は、第一項の規定により収容した犬が疾病にかかり、又は負傷しているときは、治療その他必要な措置をとるものとする。

(公示等)

第十六条 知事は、法第三十五条第二項の規定により所有者の判明しない犬若しくは猫を引き取ったとき、法第三十六条第二項の規定により疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物を収容したとき、又は前条第一項の規定により収容した犬の所有者が判明しないときは、当該動物の種類、収容等の日時、場所その他必要な事項を三日間公示するものとする。

2 知事は、法第三十五条第二項の規定により引き取った犬若しくは猫、法第三十六条第二項の規定により収容した動物又は前条第一項の規定により収容した犬の所有者が判明したときは、その所有者にこれを引き取るべき旨を通知するものとする。

3 知事は、所有者が第一項の公示期間満了の後一日以内に当該動物を引き取らないとき、又は所有者が前項の通知到達後一日以内に当該動物を引き取らないときは、これを適正に飼養することができるものと認める者に譲渡し、又は処分することができる。

(所有者から引き取った犬又は猫の取扱)

第十七条 知事は、法第三十五条第一項の規定により引き取った犬又は猫を、適正に飼養をすることができるものと認める者に譲渡し、又は処分することができる。

(講習)

第十八条 第十六条第三項又は前条の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、動物の適正な飼養に関する講習を受ける必要がある。

第十九条及び第二十条中「危険な動物」を「特定動物」に改める。

第二十一条中「第七条」を「第九条」に、「対し」を「対し、期限を定めて」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十二条第一項中「危険な動物」を「特定動物」に改める。

第二十三条第一項中「第十七条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十四条第一項、法第三十三条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

(手数料)
第二十四条 次に掲げる者は、香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

- 一 法第十条第一項の登録を受けようとする者
- 二 法第十三条第一項の登録の更新を受けようとする者
- 三 法第二十二条第三項の動物取扱責任者研修を受けようとする者
- 四 法第二十六条の許可を受けようとする者
- 五 法第二十八条第一項の変更の許可を受けようとする者
- 六 法第三十五条第一項の引取りを求めらる者
- 七 法第三十五条第二項の規定による引き取った犬若しくは猫又は第十五条第一項の規定による収容した犬の返還を受けようとする者
- 八 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「省令」といふ。)第二条第六項の登録証の再交付を受けようとする者
- 九 省令第十五条第六項の許可証の再交付を受けようとする者

(適用除外)
第二十五条 第十五条の規定は、高松市の区域においては適用しない。

第六章中第二十六条を削る。

第五章中第二十五条の次に次の一条を加える。

(委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第二十七条第三号中「第二十一条」を「第二十一条」に改める。

第二十九条中「前三条」を「前二条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第二表 手数料の部六十七の四の項中「又は猫」を「若しくは猫又は収容した犬」に改め、同項を同表 手数料の部六十七の九の項とし、同表 手数料の部六十七の三の項中「又は猫」を「若しくは猫又は収容した犬」に改め、同項を同表 手数料の部六十七の八の項とし、同表 手数料の部六十七の七の項とし、同表 手数料の部六十七の二の項を同表 手数料の部六十七の七の項とし、同表 手数料の部六十七の項の次に次のように加える。

六十七の二 動物取扱業登録 申請手数料	一件	一万五千円
六十七の三 動物取扱業登録 更新申請手数料	一件	一万円

<p>十二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下高松市 この項において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施 行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。） に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による登録 ロ 法第十三条第一項の規定による登録の更新 ハ 法第十四条第一項及び第二項、第十六条第一項並びに第二十八条第三 項の規定による届出の受理 ニ 法第十五条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧 ホ 法第十七条の規定による登録の抹消 ヘ 法第十九条第一項の規定による登録の取消し及び動物取扱業の停止の 命令 ト 法第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施 チ 法第二十三条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項の規定による 報告 リ 法第二十三条第三項、第二十五条第二項及び第二十一条の規定による 措置命令 ヌ 法第二十四条第一項及び第三十二条第一項の規定による報告の徴収及 び立入検査</p>

別表第一の十二の項及び十三の項を次のように改める。

4 香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

七十四及び七十五 削除		
-------------	--	--

別表第一 第二表 手数料の部七十四の項及び七十五の項を次のように改める。

六十七の十 動物取扱業登録 書再交付申請手数料	一件	三千円
六十七の十一 特定動物の飼 養又は保管許可証再交付手 数料	一件	三千円

別表第一 第二表 手数料の部六十七の九の項の次に次のように加える。

六十七の四 動物取扱責任者 研修手数料	一件	三千円
六十七の五 特定動物の飼養 又は保管許可申請手数料	一件	一万八千円
六十七の六 特定動物の飼養 又は保管変更許可申請手 数料	一件	一万二千円

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する
平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表第一の十四の項イ中「第九条」を「第十一条」に改める。
（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
5 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とする。

<p>十三 香川県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十三年香川県条例第二号。以下この項及び十四の項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第十条第一号及び第十三条の規定による届出の受理及び指示</p> <p>ロ 条例第二十條の規定による届出の受理</p> <p>ハ 条例第二十一條の規定による措置命令</p> <p>ニ 条例第二十二條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で規則で定めるもの</p>	<p>ル 法第二十六條第一項の規定による許可</p> <p>ヲ 法第二十八條第一項の規定による変更の許可</p> <p>ワ 法第二十九條の規定による許可の取消し</p> <p>カ 省令第二条第五項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付</p> <p>コ 省令第二条第六項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付</p> <p>ク 省令第二条第八項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）、同条第九項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）、同条第十項及び第二十條第一項第三号の規定による届出の受理</p> <p>ケ 省令第一条第九項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の返納の受理</p> <p>コ 省令第十三條第一項第十号の規定による通知の受理</p> <p>セ 省令第十四條の規定による許可の有効期間の設定</p> <p>ソ 省令第十五條第五項（省令第十八條第四項において準用する場合を含む。）、同条第六項（省令第十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付</p> <p>タ 省令第十五條第九項（省令第十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付</p> <p>チ 省令第十五條第九項（省令第十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理</p>
---	---

香川県条例第二十五号

香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年香川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県立津田病院の項中、「皮膚泌尿器科、産婦人科」を削り、「一〇四床」を「六十床」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県計量検定所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十六号

香川県計量検定所条例の一部を改正する条例

香川県計量検定所条例（平成十二年香川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（委任）

第四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

種 別	一 法 第 一 十六 条 第 一 項 第 二 号 一 の 検 定	区 分	金 額
1 質量計	1 はかり		
	(1) 日本工業規格B七六一一に定める精度等級 (以下「精度等級」という。)「級のはかり(以下「一級はかり」という。)	ひょう量が三十キログラム以下のもの ひょう量が三十キログラムを超え百キログラム以下のもの	一個 四千九百円 一個 九千三百円
	ひょう量が百キログラムを超えるもの	以下のもの ひょう量が三十キログラムを超え百キログラム以下のもの	一個 九千三百円に、 百キログラム又は 百キログラムに満 たない端数を増す ごとに六千二百円 を加えた額
	(2) 精度等級二級のはかり又はこれと同等の性能(以下「同等性能」という。)のもの 目量及び目量の数が対象となる精度等級に適合するもの		

<p>かり(以下「二級はかり等」という。)</p>	<p>ひょう量が三十キログラム以下のもの</p>	<p>ひょう量が三十キログラムを超え百キログラム</p>	<p>以下のもの</p>	<p>ひょう量が百キログラムを超え千キログラム以</p>	<p>下のもの</p>	<p>ひょう量が二トンを超えるもの</p>	<p>ひょう量が二トンを超え二トン以下のもの</p>	<p>ひょう量が二トンを超えるもの</p>	<p>(3) 精度等級三級以下のはかり又はこれと同等性能</p>	<p>のはかり</p>	<p>精度等級四級のはかり又はこれと同等性能のは</p>	<p>かり(以下「四級はかり等」という。)のうち、</p>	<p>ひょう量が三十キログラム以下であつて、電子</p>	<p>的な料金演算機構を有しないもの</p>	<p>四級はかり等を除くひょう量が三十キログラム</p>	<p>以下であつて、電子的な料金演算機構を有しな</p>	<p>いもの</p>	<p>ひょう量が三十キログラム以下であつて、電子</p>	<p>的な料金演算機構を有するもの</p>	<p>ひょう量が三十キログラムを超え百キログラム</p>	<p>以下のもの</p>	<p>ひょう量が百キログラムを超え千キログラム以</p>	<p>下のもの</p>	<p>ひょう量が二トンを超え二トン以下のもの</p>	<p>ひょう量が二トンを超えるもの</p>		
<p>二千四百円</p>	<p>三千円</p>	<p>二千円に、百キ</p>	<p>ログラム又は百キ</p>	<p>ログラムに満たな</p>	<p>い端数を増すこと</p>	<p>に千円を加えた額</p>	<p>一万三千円</p>	<p>一万三千円に、</p>	<p>一トンを又は一ト</p>	<p>に満たない端数を</p>	<p>増すごとに二千円</p>	<p>を加えた額</p>	<p>三百三十円</p>	<p>千二百円</p>	<p>五百六十円</p>	<p>千二百円</p>	<p>七十七円</p>	<p>七十七円</p>	<p>七百七十円に、</p>	<p>百キログラム又は</p>	<p>百キログラムに満</p>	<p>たない端数を増す</p>	<p>ごとに二百円を加</p>	<p>えた額</p>	<p>三千五百円</p>	<p>三千五百円に、</p>	<p>一トンを又は一ト</p>

に満たない端数を
増すごとに五百円
を加えた額

分銅	表す質量が五キログラム以下のもの	一個	六十円
	表す質量が五キログラムを超えるもの	一個	三百四十円
ハ	定量おもり又は定量増おもり	一個	三十円
	質量が五キログラムを超え三十キログラム以下のもの	一個	二百五十円
	質量が三十キログラムを超え百キログラム以下のもの	一個	一千円
	質量が百キログラムを超えるもの	一個	二千円に、百キログラム又は百キログラムに満たない端数を増すごとに二百円を加えた額

2	温度計	一個	三十円
3	体積計	一個	九十円
	水道メーター	一個	千六百円
	口径が二十五ミリメートル以下のもの	一個	九十九円
	口径が二十五ミリメートルを超え四十五ミリメートル以下のもの	一個	千六百円
	口径が四十五ミリメートルを超え百ミリメートル以下のもの	一個	五千五百円
	燃料油メーター	一個	二千二百円
	(1) 大型車載燃料油メーター又は定置式燃料油メーター	一個	七千円
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	一個	六百七十円
4	圧力計	一個	三百三十円
	ハ 液化石油ガスメーター	一個	六百七十円
	イ 血圧計以外の圧力計	一個	六百七十円

イ	水道メーター	一個	九十九円
	口径が二十五ミリメートル以下のもの	一個	千六百円
	口径が二十五ミリメートルを超え四十五ミリメートル以下のもの	一個	五千五百円
	口径が四十五ミリメートルを超え百ミリメートル以下のもの	一個	二千二百円
	燃料油メーター	一個	七千円
	(1) 大型車載燃料油メーター又は定置式燃料油メーター	一個	六百七十円
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	一個	六百七十円
4	圧力計	一個	六百七十円
	イ 血圧計以外の圧力計	一個	六百七十円
	ハ 液化石油ガスメーター	一個	六百七十円
	計ることができる最大の圧力が十メガパスカル以下のもの	一個	六百七十円
	計ることができる最大の圧力が十メガパスカルを超える百メガパスカル以下のもの	一個	六百七十円

	二 法第	十六 条	第三 項	の 装 置	検 査	三 法第	十七 条	第二 項	の 特 殊	容 器 製	造 事 業	者 の 指	定
口 血 圧 計	一 個	八 百 円				一 件	十 七 万 円						
四 法第	十九 条	第一 項	の 定 期	検 査									
1	棒 は かり 又 は 光 電 式 以 外 の ば ね 式 指 示 は かり の うち、	直 線 目 盛 の み が あ る も の で あ っ て、 ひ よ う 量 が 三 十 キ	ロ グ ラ ム 以 下 の も の	二 級 は かり									
2	ひ よ う 量 が 三 十 キ ロ グ ラ ム 以 下 の も の	ひ よ う 量 が 三 十 キ ロ グ ラ ム を 超 え 百 キ ロ グ ラ ム 以 下	の も の	ひ よ う 量 が 百 キ ロ グ ラ ム を 超 え る も の									
3	二 級 は かり 等	ひ よ う 量 が 三 十 キ ロ グ ラ ム 以 下 の も の	ひ よ う 量 が 三 十 キ ロ グ ラ ム を 超 え 百 キ ロ グ ラ ム 以 下	の も の	ひ よ う 量 が 百 キ ロ グ ラ ム を 超 え る も の								
	一 個	四 千 八 百 円	九 千 三 百 円	九 千 三 百 円	九 千 三 百 円	一 個	四 千 八 百 円	一 個	九 千 三 百 円	一 個	九 千 三 百 円	一 個	九 千 三 百 円
	一 個	二 千 八 百 円	三 千 円	三 千 円	三 千 円	一 個	二 千 八 百 円	一 個	三 千 円	一 個	三 千 円	一 個	三 千 円
	一 個	二 万 三 千 円	二 万 三 千 円	二 万 三 千 円	二 万 三 千 円	一 個	二 万 三 千 円	一 個	二 万 三 千 円	一 個	二 万 三 千 円	一 個	二 万 三 千 円
	一 個	四 百 六 十 円	八 百 円	八 百 円	八 百 円	一 個	八 百 円	一 個	八 百 円	一 個	八 百 円	一 個	八 百 円

八 計量 証明の 事業の 登録証 の訂正	七 計量 証明の 事業の 登録証	
一件 五千八百七十四円	一件 二千四百円	<p>3 体積基準器 基準タンク 燃料油メーター用のもの 水道メーター用のもの</p> <p>二以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが一つ増すごとに、3に掲げる金額の五割に相当する額を加算する。</p> <p>ハ 基準分銅 (1) 一級基準分銅 表す質量が五キログラム以下のもの 表す質量が五キログラムを超るもの (2) 二級基準分銅又は三級基準分銅 表す質量が五キログラム以下のもの 表す質量が五キログラムを超え二十キログラム以下のもの 表す質量が五キログラムを超え二十キログラム以下のもの 表す質量が二十キログラムを超え二百キログラム以下のもの 表す質量が二百キログラムを超え五百キログラム以下のもの 表す質量が五百キログラムを超えるもの</p> <p>一個 三千六百円 一個 八千二百円 一個 六千九百円 一個 八百二十円 一個 八千九百円 一個 九千二百円 一個 九千二百円に、五百キログラム又は五百キログラムに満たない端数を増すごとに二千二百円を加えた額</p> <p>一個 一万四千六百円 一個 三万七千四百円</p>
一件 五千八百七十四円	一件 二千四百円	<p>ハ 基準分銅 (1) 一級基準分銅 表す質量が五キログラム以下のもの 表す質量が五キログラムを超るもの (2) 二級基準分銅又は三級基準分銅 表す質量が五キログラム以下のもの 表す質量が五キログラムを超え二十キログラム以下のもの 表す質量が五キログラムを超え二十キログラム以下のもの 表す質量が二十キログラムを超え二百キログラム以下のもの 表す質量が二百キログラムを超え五百キログラム以下のもの 表す質量が五百キログラムを超えるもの</p> <p>一個 三千六百円 一個 八千二百円 一個 六千九百円 一個 八百二十円 一個 八千九百円 一個 九千二百円 一個 九千二百円に、五百キログラム又は五百キログラムに満たない端数を増すごとに二千二百円を加えた額</p> <p>一個 一万四千六百円 一個 三万七千四百円</p>

香川県立農業高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十七号

香川県立農業高等学校条例の一部を改正する条例

香川県立農業高等学校条例(昭和五十九年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。
 第七条中「入学金」の下に「並びに大学校証明手数料」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

2 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 手数料の部 二百七十七の三の項の次に次のように加える。

二百七十七の四 香川県立農業	学生又は研修生であつ	一件
大学校証明手数料	た者に係る卒業証明書	四百円

十六 検	査結果	証 明 書	の 交 付
15 受	託検査	1 千キログラム以下の質量測定	
		1 精度二十万分の三以上	
		質量が五キログラム以下のもの	一個 三千六百円
		質量が五キログラムを超え二十キログラム以下のもの	一個 八千二百円
		精度二万分の一以上	
		質量が五キログラム以下のもの	一個 六百九十円
		質量が五キログラムを超え二十キログラム以下のもの	一個 八百二十円
		質量が二十キログラムを超え二百キログラム以下のもの	一個 八千九百円
		質量が二百キログラムを超え五百キログラム以下のもの	一個 九千二百円
		質量が五百キログラムを超えるもの	一個 一万四千四百円
2		一の項に掲げる計量器	一枚 千円
		一の項に定める金額	

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

修了証明書、在籍に関する証明書又は成績証
明書

香川県港灣管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第二十八号

香川県港灣管理条例の一部を改正する条例

香川県港灣管理条例（昭和三十一年香川県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 港灣施設の形状を変更すること。

別表第一号の表一の項中「アレジヤポート係留施設」を「ビジターバースの係留施設」に改め、
同表中十の項を十一の項とし、七の項から九の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように
加える。

野積場	舗装	一日	一平方メートルにつき	四・九八
	未舗装	一日	一平方メートルにつき	三・三三
野積場使用料	冷凍コンテナ用コンテナ	一キロワット	トルにつき	二一・〇〇
	夜間照明施設	一キロワット	トルにつき	二一・〇〇

別表第一号の表中六の項を削り、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 小型船舶用泊地使用料	アレジヤポート 一隻ご	泊地A	一月	船舶の長さ 一メートル	につき	六三〇
		泊地B	一月	船舶の長さ 一メートル	につき	五〇〇
泊地C	とに	一月	船舶の長さ 一メートル	につき	四〇〇	
		係船環	一月につき		一五〇	
				はしご	一月につき	四五〇

別表第一号の表備考3中「二平方メートル」の下に「一メートル」を、「使用面積」の下に「船舶の長さ」を加え、同表備考5を次のように改める。

5 小型船舶用泊地とは、アレジヤポート等（スボーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶及び業務用小型船舶（漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものをいう。

別表第一号の表備考に次のように加える。

6 小型船舶用泊地のアレジヤポート等による使用の際、その使用者が所有する浮桟橋を併せて使用する場合には、小型船舶用泊地使用料は、アレジヤポート等の長さに浮桟橋の長さを加えた長さを船舶の長さとして計算する。

別表第二号の表二の項を次のように改める。

仁尾港ビクタ 係留施設	尾港ビクタ バス及び諸 間港ポートパ 一の係留施 設を除く。）	定期船一係留ごと に	全長が十メートル以 下の船舶	全長が十メートルを 超え、十一メートル 以下の船舶	全長が十一メートル を超え、十二メー トル以下の船舶	全長が十二メー トル を超える船舶
	仁尾港ビクタ 係留施設	定期船一係留ごと に	全長が十メートル以 下の船舶	全長が十メートルを 超え、十一メートル 以下の船舶	全長が十一メートル を超え、十二メー トル以下の船舶	全長が十二メー トル を超える船舶
仁尾港ビクタ 係留施設	尾港ビクタ バス及び諸 間港ポートパ 一の係留施 設を除く。）	定期船一係留ごと に	全長が十メートル以 下の船舶	全長が十メートルを 超え、十一メートル 以下の船舶	全長が十一メートル を超え、十二メー トル以下の船舶	全長が十二メー トル を超える船舶
仁尾港ビクタ 係留施設	尾港ビクタ バス及び諸 間港ポートパ 一の係留施 設を除く。）	定期船一係留ごと に	全長が十メートル以 下の船舶	全長が十メートルを 超え、十一メートル 以下の船舶	全長が十一メートル を超え、十二メー トル以下の船舶	全長が十二メー トル を超える船舶

附 則

別表第一号の表備考2を次のように改める。

2 使用料の額が月額で定められている港湾施設に係る使用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは日割をもって計算し、なお、一日未満の端数があるときは一日として計算し、使用料の額が月額で定められている港湾施設に係る使用の期間が一日未満であるとき、又はその期間に一日未満の端数があるときは一日として計算する。

別表第二号の表備考3中「平方メートル」の下に「メートル」を、「使用面積」の下に「船舶の長さ」を加え、同表備考5を次のように改める。

5 小型船舶用泊地とは、アレジアポート等及び漁船を停泊させるための水域施設として、知事が公示したものをいう。

別表第二号の表備考に次のように加える。

6 小型船舶用泊地のアレジアポート等による使用の際、その使用者が所有する浮桟橋を併せて使用する場合における小型船舶用泊地使用料は、アレジアポート等の長さに浮桟橋の長さを加えた長さを船舶の長さとして計算する。

四 小型船舶用泊地 地 使用料	アレジアポート	泊地A		泊地B		泊地C		係船環	はしご
		一月	一月	一月	一月	一月	一月		
		船舶の長さ 一メートル	船舶の長さ 一メートル	船舶の長さ 一メートル	船舶の長さ 一メートル	船舶の長さ 一メートル	船舶の長さ 一メートル		
		につき 五〇〇	につき 四〇〇	につき 三三〇	につき 一五〇	につき 四五〇	につき 一五〇		

次のように加える。

別表第一号の表中六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に

施設 パークの係留 諾間港ホルト	下の船舶 全長が五メートルを 超え、六メートル以 下の船舶	下の船舶 全長が六メートルを 超え、七メートル以 下の船舶	下の船舶 全長が七メートルを 超える船舶	一月	一月	一月	一月
				二隻につき 六、八〇〇	一隻につき 八、一〇〇	一隻につき 九、四〇〇	一隻につき 一〇、七〇〇
額							

- この条例は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 平成十八年五月一日前に許可を受けた使用でその期間が同日以後にわたるもの同日以後における期間に係る使用料の額は、改正後の別表の規定により計算した額とする。

香川県営住宅条例及び高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県営住宅条例及び高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

(香川県営住宅条例の一部改正)

- 香川県営住宅条例(昭和二十九年香川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五条第四号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四条」を「第五項」に改める。
- (高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部改正)
- 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例(平成五年香川県条例第三号)の一部を次のように改正する。
- 第一条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。
- 第二十七条中「第五十五条の九」を「第五十五条の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第三十号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

- 第七条第三項から第八項までを次のように改める。
- 職員の昇給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、三号給)とすることを標準として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 五十五歳以上の職員のうち人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の適用については、同項中「四号給(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督

督の地位にある職員にあつては、三号給」とあるのは、「二号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第三項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

第二十條第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。

第二十四條の三第五項中「四級」を「三級」に改める。

第二十四條の六第三項中「協議して」の下に「教育委員会規則で定める基準に従つて」を加え、同

項第一号中「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改

め、同項第二号中「勤手当基礎額」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の四

十五」の下に「十二月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の

五十）」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700
	16	174,800	195,600	329,200	437,100
	17	177,100	197,400	331,500	438,400
	18	179,600	199,100	333,800	439,800
	19	182,100	200,800	336,100	441,200
	20	184,600	202,500	338,400	442,600
	21	187,100	204,300	340,700	443,900
	22	188,800	206,200	343,000	445,300
	23	190,500	208,100	345,300	446,700
	24	192,200	210,000	347,600	448,100
	25	193,700	211,700	349,800	449,400
	26	195,300	213,700	351,700	450,700
	27	196,900	215,700	353,600	452,000
	28	198,500	217,700	355,500	453,300
	29	200,200	219,600	357,400	454,600
	30	201,900	222,300	359,300	455,800
	31	203,600	225,000	361,200	457,000
	32	205,300	227,700	363,100	458,200
	33	206,800	230,500	364,900	459,400
	34	208,500	233,400	366,700	460,600
	35	210,200	236,300	368,500	461,800
	36	211,900	239,200	370,300	462,900
	37	213,500	242,000	372,200	463,900
	38	215,200	244,900	373,800	463,900
	39	216,900	247,800	375,400	464,800

別表第1 (第5条関係)

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700
	4	151,500	195,600	338,400	430,600
	5	153,100	197,400	340,700	432,500
	6	154,900	199,100	343,000	434,400
	7	156,700	200,800	345,300	436,300
	8	158,500	202,500	347,600	438,200
	9	160,300	204,300	349,800	440,000
	10	162,300	206,200	352,000	441,900
	11	164,300	208,100	354,200	443,800
	12	166,300	210,000	356,400	445,700
	13	168,200	211,700	358,600	447,500
	14	170,400	213,700	360,700	449,400
	15	172,600	215,700	362,800	451,300
	16	174,800	217,700	364,900	453,200
	17	177,100	219,600	366,900	455,000
	18	179,600	222,300	368,900	456,900
	19	182,100	225,000	370,900	458,800
	20	184,600	227,700	372,900	460,700
	21	187,100	230,500	375,000	462,500
	22	188,800	233,400	377,000	464,400
	23	190,500	236,300	379,000	466,300
	24	192,200	239,200	381,000	468,200
	25	193,700	242,000	382,900	470,000
	26	195,300	244,900	384,900	471,700
	27	197,100	247,800	386,900	473,400
	28	198,500	250,700	388,900	475,100
	29	200,300	253,600	390,800	476,900
	30	202,000	256,300	392,800	478,600
	31	203,700	259,000	394,800	480,300
	32	205,400	261,700	396,800	482,000
	33	207,000	264,400	398,700	483,700
	34	208,800	267,100	400,500	485,400
	35	210,600	269,800	402,300	487,100
	36	212,400	272,500	404,100	488,800
	37	214,100	275,200	405,700	487,800
	38	215,900	277,900	407,300	488,800
	39	217,700	280,600	408,900	489,800

40	218,600	250,700	377,000	465,700
41	220,400	253,600	378,700	466,600
42	222,200	256,300	380,300	467,500
43	224,000	259,000	381,900	468,400
44	225,800	261,700	383,500	469,300
45	227,700	264,400	385,100	470,200
46	229,500	267,100	386,700	471,100
47	231,300	269,800	388,300	472,000
48	233,100	272,500	389,900	472,900
49	234,900	275,200	391,400	473,800
50	236,700	277,900	392,900	
51	238,500	280,600	394,400	
52	240,300	283,300	395,900	
53	241,900	285,900	397,500	
54	243,700	288,600	398,900	
55	245,500	291,300	400,300	
56	247,300	294,000	401,700	
57	249,000	296,500	403,200	
58	250,600	299,200	404,600	
59	252,200	301,900	406,000	
60	253,800	304,600	407,400	
61	255,500	307,100	408,700	
62	257,100	309,600	410,100	
63	258,700	312,100	411,500	
64	260,300	314,600	412,900	
65	261,800	317,000	414,100	
66	263,400	319,200	415,300	
67	265,000	321,400	416,500	
68	266,600	323,600	417,700	
69	268,300	325,900	418,800	
70	269,800	328,100	420,000	
71	271,300	330,300	421,200	
72	272,800	332,500	422,400	
73	274,100	334,700	423,400	
74	275,400	336,900	424,200	
75	276,700	339,100	425,000	
76	278,000	341,300	425,800	
77	279,400	343,300	426,700	
78	280,600	345,200	427,500	
79	281,800	347,100	428,300	
80	283,000	349,000	429,100	
81	284,300	350,800	429,900	
82	285,500	352,600	430,600	
83	286,700	354,400	431,300	
84	287,900	356,200	432,000	
85	289,000	357,900	432,700	

再任
用職
員以
外の
職員

40	219,500	283,300	410,500	490,800
41	221,400	285,900	412,200	491,900
42	223,200	288,600	413,800	492,900
43	225,000	291,300	415,400	493,900
44	226,800	294,000	417,000	494,900
45	228,700	296,500	418,700	496,000
46	230,500	299,200	420,300	
47	232,300	301,900	421,900	
48	234,100	304,600	423,500	
49	235,800	307,100	425,200	
50	237,600	309,600	426,800	
51	239,400	312,100	428,400	
52	241,200	314,600	430,000	
53	242,900	317,000	431,700	
54	244,700	319,200	433,300	
55	246,500	321,400	434,900	
56	248,300	323,600	436,500	
57	250,000	325,900	438,200	
58	251,700	328,100	439,800	
59	253,400	330,300	441,400	
60	255,100	332,500	443,000	
61	256,800	334,700	444,700	
62	258,500	336,900	446,300	
63	260,200	339,100	447,900	
64	261,900	341,300	449,500	
65	263,600	343,500	451,200	
66	265,300	345,700	452,800	
67	267,000	347,900	454,400	
68	268,700	350,100	456,000	
69	270,200	352,100	457,600	
70	271,700	354,200	459,200	
71	273,200	356,300	460,800	
72	274,700	358,400	462,400	
73	276,000	360,400	463,900	
74	277,400	362,400	464,900	
75	278,800	364,400	465,900	
76	280,200	366,400	466,900	
77	281,600	368,400	467,700	
78	282,800	370,100		
79	284,000	371,800		
80	285,200	373,500		
81	286,500	375,200		
82	287,700	376,700		
83	288,900	378,200		
84	290,100	379,700		
85	291,400	381,200		

再任
用職
員以
外の
職員

86	290,000	359,600	433,400	292,600	382,700
87	291,000	361,300	434,100	293,800	384,200
88	292,000	363,000	434,800	295,000	385,700
89	293,100	364,700	435,500	296,200	387,200
90	294,000	366,100	436,200	297,400	388,600
91	294,900	367,500	436,900	298,600	390,000
92	295,800	368,900	437,600	299,800	391,400
93	296,500	370,400	438,100	300,800	392,900
94	297,300	371,700	438,800	302,000	394,200
95	298,100	373,000	439,500	303,200	395,500
96	298,900	374,300	440,200	304,400	396,800
97	299,800	375,700	440,700	305,400	398,200
98	300,600	376,800	441,400	306,500	399,300
99	301,400	377,900	442,100	307,600	400,400
100	302,200	379,000	442,800	308,700	401,500
101	303,100	380,200	443,300	309,600	402,600
102	303,600	381,300	444,000	310,700	403,700
103	304,100	382,400	444,700	311,800	404,800
104	304,600	383,500	445,400	312,900	405,900
105	305,100	384,500		313,800	406,800
106	305,500	385,500		314,700	407,800
107	305,900	386,500		315,600	408,800
108	306,300	387,500		316,500	409,800
109	306,500	388,400		317,500	410,700
110	306,900	389,400		318,100	411,600
111	307,300	390,400		319,700	412,500
112	307,700	391,400		319,300	413,400
113	307,900	392,200		320,000	414,100
114	308,200	393,100		320,500	414,900
115	308,500	394,000		321,000	415,700
116	308,800	394,900		321,500	416,500
117	309,100	395,900		322,100	417,300
118	309,400	396,700		322,600	418,100
119	309,700	397,500		323,100	418,900
120	310,000	398,300		323,600	419,700
121	310,200	399,100		324,200	420,500
122	310,500	399,900		324,700	421,000
123	310,800	400,700		325,200	421,500
124	311,100	401,500		325,700	422,000
125	311,300	402,200		326,300	422,400
126	402,900	402,900		326,700	422,900
127	403,600	403,600		327,100	423,400
128	404,300	404,300		327,500	423,900
129	405,100	405,100		327,800	424,300
130	405,800	405,800		328,200	424,800
131	406,500	406,500		328,600	425,300

132	407, 200			
133	407, 700			
134	408, 300			
135	408, 900			
136	409, 500			
137	409, 900			
138	410, 500			
139	411, 100			
140	411, 700			
141	412, 100			
142	412, 700			
143	413, 300			
144	413, 900			
145	414, 300			
146	414, 900			
147	415, 500			
148	416, 100			
149	416, 500			
再任用職員	226, 400	276, 000	331, 300	414, 600

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員(高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。)に適用する。

(四) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

132	329, 000	425, 800		
133	329, 200	426, 200		
134	329, 500	426, 700		
135	329, 800	427, 200		
136	330, 100	427, 700		
137	330, 500	428, 100		
138	330, 800			
139	331, 100			
140	331, 400			
141	331, 700			
142	332, 000			
143	332, 300			
144	332, 600			
145	332, 900			
146	333, 200			
147	333, 500			
148	333, 800			
149	334, 000			
150	334, 300			
151	334, 600			
152	334, 900			
153	335, 100			
再任用職員	235, 300	279, 400	338, 200	424, 900

備考(一) この表は、高等学校、盲学校、聾^ろ学校及び養護学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。

(四) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において公立学校職員の給与に関する条

例(以下「給与条例」という。)別表第一又は別表第二の給料表の適用を受けていた職員の切替日
における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日において

その者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)並びにその
者が旧号給を受けていた期間(人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委

員会に協議して教育委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に於いて附則別表第一に定
める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額額の切替え)

3 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額額を受けていた職員の切替日

における号給は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれ

に準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等したもの
とした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会に協議して教育委員会の定める

ところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の

各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額に達しないこととなる職員(人
事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相

当する額を給料として支給する。

一切替日の前日において、給与条例別表第一又は別表第二の給料表の適用を受けていた職員(次
号に掲げる職員を除く。)一切替日の前日に、給与条例別表第一及び別表第二の給料表が、附則

別表第二及び附則別表第三に掲げる給料表(以下「暫定給料表」という。)に改定されたものと
みなした場合に同日においてその者が受けることとなる給料月額

一切替日の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員(次
の式により算出して得た額

切替日の前日、給与条例別表第一及び別表第二の給料表が、暫定給料表に改定されたもの
とみなした場合にその者が属するべきべき職務の級における最高の号給とそれの1号給下位×

の号給との差額

切替日の前日におけるその者の属する職務の級に

その者の切替日の前日における給料月額-

切替日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とそれの1号給下位の号給

との差額

切替日の前日、給与条例別表第一及び別表第二の給料表が、暫定給料表に改定されたものと

ロ 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		1級	2級	3級	4級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	1
	6月以上9月未満		7	7	3	1
	9月以上12月未満		8	8	4	1
	12月以上		9	9	5	1
4	3月未満		9	9	5	1
	3月以上6月未満		10	10	6	1
	6月以上9月未満		11	11	7	1
	9月以上12月未満		12	12	8	1
	12月以上		13	13	9	1
5	3月未満		13	13	9	1
	3月以上6月未満		14	14	10	1
	6月以上9月未満		15	15	11	1
	9月以上12月未満		16	16	12	1
	12月以上		17	17	13	1
6	3月未満		17	17	13	1
	3月以上6月未満		18	18	14	2
	6月以上9月未満		19	19	15	3
	9月以上12月未満		20	20	16	4
	12月以上		21	21	17	5
7	3月未満		21	21	17	5
	3月以上6月未満		22	22	18	6
	6月以上9月未満		23	23	19	7
	9月以上12月未満		24	24	20	8
	12月以上		25	25	21	9
8	3月未満		25	25	21	9
	3月以上6月未満		26	26	22	10
	6月以上9月未満		27	27	23	11

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		1級	2級	3級	4級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3月未満		5	5	1	1
	3月以上6月未満		6	6	1	1
	6月以上9月未満		7	7	1	1
	9月以上12月未満		8	8	1	1
	12月以上		9	9	1	1
4	3月未満		9	9	1	1
	3月以上6月未満		10	10	2	1
	6月以上9月未満		11	11	3	1
	9月以上12月未満		12	12	4	1
	12月以上		13	13	5	1
5	3月未満		13	13	5	1
	3月以上6月未満		14	14	6	1
	6月以上9月未満		15	15	7	1
	9月以上12月未満		16	16	8	1
	12月以上		17	17	9	1
6	3月未満		17	17	9	1
	3月以上6月未満		18	18	10	2
	6月以上9月未満		19	19	11	3
	9月以上12月未満		20	20	12	4
	12月以上		21	21	13	5
7	3月未満		21	21	13	5
	3月以上6月未満		22	22	14	6
	6月以上9月未満		23	23	15	7
	9月以上12月未満		24	24	16	8
	12月以上		25	25	17	9
8	3月未満		25	25	17	9
	3月以上6月未満		26	26	18	10
	6月以上9月未満		27	27	19	11

附則別表第1

高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
9	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
	3月未満	33	33	29	17
10	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
12	12月以上	41	41	37	25
	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
13	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
14	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
	3月未満	49	49	45	33
15	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
16	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	38
	6月以上9月未満	55	55	51	39
	9月以上12月未満	56	56	52	40
17	12月以上	57	57	53	41
	3月未満	57	57	53	41
	3月以上6月未満	58	58	54	42
	6月以上9月未満	59	59	55	43
17	9月以上12月未満	60	60	56	44
	12月以上	61	61	57	45
	3月未満	61	61	57	45
	3月以上6月未満	62	62	58	46
17	6月以上9月未満	63	63	59	47

	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
9	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
	3月未満	33	33	25	17
10	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
12	12月以上	41	41	33	25
	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
13	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
14	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
	3月未満	49	49	41	33
15	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
17	12月以上	57	57	49	41
	3月未満	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	51	43
17	9月以上12月未満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
	3月未満	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	54	46
17	6月以上9月未満	63	63	55	47

18	9月以上12月未滿	64	64	60
	12月以上	65	65	61
	3月未滿	65	65	61
	3月以上6月未滿	66	66	62
19	6月以上9月未滿	67	67	63
	9月以上12月未滿	68	68	64
	12月以上	69	69	65
	3月未滿	69	69	65
20	3月以上6月未滿	70	70	66
	6月以上9月未滿	71	71	67
	9月以上12月未滿	72	72	68
	12月以上	73	73	69
21	3月未滿	73	73	69
	3月以上6月未滿	74	74	70
	6月以上9月未滿	75	75	71
	9月以上12月未滿	76	76	72
22	12月以上	77	77	73
	3月未滿	77	77	73
	3月以上6月未滿	78	78	74
	6月以上9月未滿	79	79	75
23	9月以上12月未滿	80	80	76
	12月以上	81	81	77
	3月未滿	81	81	77
	3月以上6月未滿	82	82	78
24	6月以上9月未滿	83	83	79
	9月以上12月未滿	84	84	80
	12月以上	85	85	81
	3月未滿	85	85	81
25	3月以上6月未滿	86	86	82
	6月以上9月未滿	87	87	83
	9月以上12月未滿	88	88	84
	12月以上	89	89	85
26	3月未滿	89	89	85
	3月以上6月未滿	90	90	86
	6月以上9月未滿	91	91	87
	9月以上12月未滿	92	92	88
25	12月以上	93	93	89
	3月未滿	93	93	89
	3月以上6月未滿	94	94	90
	6月以上9月未滿	95	95	91
26	9月以上12月未滿	96	96	92
	12月以上	97	97	93
	3月未滿	97	97	93
	3月以上6月未滿	98	98	94
26	6月以上9月未滿	99	99	95

18	9月以上12月未滿	64	64	56
	12月以上	65	65	57
	3月未滿	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	58
19	6月以上9月未滿	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	60
	12月以上	69	69	61
	3月未滿	69	69	61
20	3月以上6月未滿	70	70	62
	6月以上9月未滿	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	64
	12月以上	73	73	65
21	3月未滿	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	67
	9月以上12月未滿	76	76	68
22	12月以上	77	77	69
	3月未滿	77	77	69
	3月以上6月未滿	78	78	70
	6月以上9月未滿	79	79	71
23	9月以上12月未滿	80	80	72
	12月以上	81	81	73
	3月未滿	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	74
24	6月以上9月未滿	83	83	75
	9月以上12月未滿	84	84	76
	12月以上	85	85	77
	3月未滿	85	85	77
25	3月以上6月未滿	86	86	77
	6月以上9月未滿	87	87	77
	9月以上12月未滿	88	88	77
	12月以上	89	89	77
26	3月未滿	89	89	77
	3月以上6月未滿	90	90	77
	6月以上9月未滿	91	91	77
	9月以上12月未滿	92	92	77
25	12月以上	93	93	77
	3月未滿	93	93	77
	3月以上6月未滿	94	94	77
	6月以上9月未滿	95	95	77
26	9月以上12月未滿	96	96	77
	12月以上	97	97	77
	3月未滿	97	97	77
	3月以上6月未滿	98	98	77
26	6月以上9月未滿	99	99	77

	9月以上12月未満	100	100	96
	12月以上	101	101	
	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
27	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
	3月未満	105	105	
28	3月以上6月未満	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3月未満	109	109	
	3月以上6月未満	110	110	
	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
30	12月以上	113	113	
	3月未満	113	113	
	3月以上6月未満	114	114	
	6月以上9月未満	115	115	
31	9月以上12月未満	116	116	
	12月以上	117	117	
	3月未満	117	117	
	3月以上6月未満	118	118	
32	6月以上9月未満	119	119	
	9月以上12月未満	120	120	
	12月以上	121	121	
	3月未満	121	121	
33	3月以上6月未満	122	122	
	6月以上9月未満	123	123	
	9月以上12月未満	124	124	
	12月以上	125	125	
34	3月未満	125	125	
	3月以上6月未満	126	126	
	6月以上9月未満	127	127	
	9月以上12月未満	128	128	
35	12月以上	129	129	
	3月未満	129	129	
	3月以上6月未満	130	130	
	6月以上9月未満	131	131	
	9月以上12月未満	132	132	
	12月以上	133	133	
	3月未満	133	133	
	3月以上6月未満	134	134	
	6月以上9月未満	135	135	

	9月以上12月未満	100	100
	12月以上	101	101
	3月未満	101	101
	3月以上6月未満	102	102
27	6月以上9月未満	103	103
	9月以上12月未満	104	104
	12月以上	105	105
	3月未満	105	105
28	3月以上6月未満	106	106
	6月以上9月未満	107	107
	9月以上12月未満	108	108
	12月以上	109	109
29	3月未満	109	109
	3月以上6月未満	110	110
	6月以上9月未満	111	111
	9月以上12月未満	112	112
30	12月以上	113	113
	3月未満	113	113
	3月以上6月未満	114	114
	6月以上9月未満	115	115
31	9月以上12月未満	116	116
	12月以上	117	117
	3月未満	117	117
	3月以上6月未満	118	118
32	6月以上9月未満	119	119
	9月以上12月未満	120	120
	12月以上	121	121
	3月未満	121	121
33	3月以上6月未満	122	122
	6月以上9月未満	123	123
	9月以上12月未満	124	124
	12月以上	125	125
34	3月未満	125	125
	3月以上6月未満	126	126
	6月以上9月未満	127	127
	9月以上12月未満	128	128
35	12月以上	129	129
	3月未満	129	129
	3月以上6月未満	130	130
	6月以上9月未満	131	131
	9月以上12月未満	132	132
	12月以上	133	133
	3月未満	133	133
	3月以上6月未満	134	134
	6月以上9月未満	135	135

36	9月以上12月未滿	136		
	12月以上	137		
	3月未滿	137		
	3月以上6月未滿	138		
	6月以上9月未滿	139		
	9月以上12月未滿	140		
	12月以上	141		

36	9月以上12月未滿	136		
	12月以上	137		
	3月未滿	137		
	3月以上6月未滿	138		
	6月以上9月未滿	139		
	9月以上12月未滿	140		
	12月以上	141		
37	3月未滿	141		
	3月以上6月未滿	142		
	6月以上9月未滿	143		
	9月以上12月未滿	144		
	12月以上	145		
38	3月未滿	145		
	3月以上6月未滿	146		
	6月以上9月未滿	147		
	9月以上12月未滿	148		
	12月以上	149		
39	3月未滿	149		
	3月以上6月未滿	150		
	6月以上9月未滿	151		
	9月以上12月未滿	152		
	12月以上	153		
40	3月未滿	153		
	3月以上6月未滿	153		
	6月以上9月未滿	153		
	9月以上12月未滿	153		
	12月以上	153		

附則別表第3

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	1	147,000	162,400	269,200	398,800
	2	153,100	170,700	282,700	407,400
	3	160,300	179,600	296,400	415,800
	4	168,200	190,500	310,100	424,200
	5	177,100	197,400	323,500	432,400
	6	187,100	204,300	336,700	440,100
	7	193,700	211,700	346,700	447,700
	8	200,200	219,600	356,800	454,900
	9	206,800	230,500	367,100	461,700
	10	213,500	242,000	375,700	468,400
	11	220,400	253,600	384,100	475,300
	12	227,700	265,900	392,100	482,400
	13	234,900	278,500	399,800	488,800
	14	241,900	291,500	407,300	494,000
	15	249,000	305,100	414,700	497,900
	16	255,500	318,400	421,900	
	17	261,800	331,000	428,600	
	18	268,300	340,900	435,200	
	19	274,100	350,700	441,700	
	20	279,400	360,500	447,400	
	21	284,300	368,800	452,800	
	22	289,000	376,900	457,300	
	23	293,100	384,500	461,500	
	24	296,500	391,300	465,200	
	25	299,800	397,600	468,300	
	26	303,100	403,300	471,100	
	27	307,500	408,500		
	28	310,000	413,300		
	29	312,400	418,100		
	30	314,100	422,700		
	31		426,700		
	32		430,900		
	33		434,800		
	34		438,400		
	35		440,800		
	36				
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員(高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。)に適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
 は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附則別表第2

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級号	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	1	147,000	190,500	310,100	403,500
	2	153,100	197,400	323,500	413,500
	3	160,300	204,300	336,700	422,900
	4	168,200	211,700	350,000	432,200
	5	177,100	219,600	364,000	441,600
	6	187,100	229,500	378,100	450,500
	7	193,700	230,500	376,900	459,200
	8	200,200	242,000	386,400	467,600
	9	206,800	253,600	395,900	476,600
	10	213,500	265,900	404,700	485,500
	11	220,400	278,500	413,500	495,400
	12	227,700	291,500	422,100	504,400
	13	234,900	305,100	430,200	512,800
	14	241,900	318,400	437,900	520,100
	15	249,000	331,000	445,300	524,500
	16	255,500	340,900	452,700	
	17	261,800	350,700	460,600	
	18	268,300	360,500	468,600	
	19	274,100	370,100	476,500	
	20	279,400	379,400	484,300	
	21	284,300	388,200	492,100	
	22	289,000	396,100	498,900	
	23	293,100	403,100	502,900	
	24	296,500	410,300		
	25	299,800	417,000		
	26	303,100	423,300		
	27	307,500	428,700		
	28	310,000	433,900		
	29	312,400	438,700		
	30	314,100	442,900		
	31	316,100	447,200		
	32	318,100	451,400		
	33	320,100	454,200		
	34	322,100			
	35	324,100			
	36	326,100			
	37	328,100			
	38	330,100			
	39	332,100			
40	334,100				
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考(一) この表は、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員並びに県立
 の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学
 校において当該高等学校の教科を担任するものに適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
 は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

栄養教諭制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十一号

栄養教諭制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和十九年香川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

第二十三条第一項第一号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、同項第三号中「若しくは

養護教諭」を「養護教諭若しくは栄養教諭」に改める。

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

第二条 へき地手当等に関する条例(昭和四十六年香川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、「第五条の二」を「第五条の三」に規定する

職員のうち栄養教諭以外の者をい、同法第五条の二に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び公立学校職員の勤務時間、休暇

等に関する条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

一 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年香川県条例第二十

五条) 第二条第二項

二 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年香川県条例第八号) 第二条

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十二号

産業教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

産業教育手当の支給に関する条例(昭和三十二年香川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の十」を「百分の七」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第三十三号

定時制通信教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和三十五年香川県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の十」を「百分の七」に、「百分の八」を「百分の五」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第三十四号

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和四十年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

（退職手当に関する特例措置）

7 教育長の受ける退職手当の額については、当分の間、第五条の規定にかかわらず、香川県職員退職手当条例第一条の二の退職手当の調整額は、加算しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第三十五号

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十八年香川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一、九五六人」を「一、九〇〇人」に改め、同項第二号中「六、〇二〇人」を「五、八六四人」に改める。

附則

香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例
香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例（昭和四十九年香川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「額」を「月額」に改め、同条第二項中「額は、月額」を「月額は、五千円、一万円又は」に改める。

第四条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第二項中「のうち一人」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県少年自然の家条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第三十七号

香川県少年自然の家条例の一部を改正する等の条例

(香川県少年自然の家条例の一部改正)

第一条 香川県少年自然の家条例（昭和四十六年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。
第一条中「少年の自然の家」を「少年自然の家」に改める。

第二条中「少年に対し」を削り、「集団宿泊訓練を行ない、自然探究その他の活動を通じ、少年の情操を豊かにし、及び健康の増進」を「行う集団宿泊学習、野外活動等を通じ、青少年の心身の健全な育成」に改める。
第四条を次のように改める。

第四条 少年自然の家を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(利用の許可)

第五条 少年自然の家を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(香川県五色台野外活動センター条例の廃止)

第二条 香川県五色台野外活動センター条例（昭和四十七年香川県条例第二号）は、廃止する。

附 則

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年香川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 爆発物等取扱手当

第二条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、第十八号及び第十九号を削る。

別表一の項1中「私服員である警察官」を「者」に改め、同表一の項2中「第五十九条の二第五項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第五項」に改め、同表五

の項に次のように加える。

3 交通取締用 自動車を使用 して行う道路 交通関係法令 の違反 の指導取締り に専従する警 察官のうち、 当該自動車の 運転に従事す るもの	日額	500円
	イ 自動二輪車の運転に従事した場合	500円
ロ その他の自動車 の運転に従事した 道又は自動車 専用道路にお いて従事した 場合	その他の道路 において従事 した場合	400円
	高速自動車国 道又は自動車 専用道路にお いて従事した 場合	500円

別表六の項中「爆発物等処理手当」を「爆発物等取扱手当」に改め、同項2中「もの」の下に「

以下これらを「特殊危険物等取扱業務」という。）を加え、同表八の項2中「犯罪鑑識」を「

犯罪鑑識若しくは」に改め、「交通指導取締り」の下に「の業務」を、「業務」の下に「若しくは特

殊危険物等取扱業務」を加え、「爆発物等処理手当」を「爆発物等取扱手当」に改め、同表十の項

を次のように改める。

十 警ら手当	1 主として警 ら業務に従 事する警察官	日額	340円
	2 警ら用無線 自動車を使用 して行う機動 警らに専従す る警察官の うち、当該自動 車の運転に従 事するもの	日額	400円

別表中十一の項を削り、十二の項を十一の項とし、十三の項を十二の項とし、十四の項及び十五の項を削り、十六の項を十三の項とし、十七の項を十四の項とし、十八の項及び十九の項を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第四十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年香川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「営業用家屋等（風俗営業の用に供する家屋又は施設をいう。次号において同じ。）を「営業所」に改め、同項第五号中「営業用家屋等」を「営業所」に、「第三条の規定による許可を受けた」を「第三条第一項の許可を受けた者が営む」に、「を就寝させ」を「に就寝」に、「させない」を「させない」に改める。

第九条中「第二十二條第四号」を「第二十二條第五号」に改める。

第十条中「法」を「（法第三十一條の三第二項の規定により適用する場合及び法」に改める。

第十一条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「国有地」を「町有地」に改め、同条中第二

項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 受付所営業は、前項第一号に掲げる地域においては、これを営んではならない。

第十二条中「又は」を「受付所営業又は」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第八条第一項第四号及び第五号並びに第十一条第一項第一号ただし書及び第一号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県条例第四十一号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成十二年香川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

十五 性風俗関連	1 法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする者が法第二十七條第四項（法第三十一條の
認書交付手数料	十二第二項において準用する場合を含む。）に

香川県条例第四十二号

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年三月二十八日

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則

<p>料 認書再交付手数料 特殊営業届出確 十七 性風俗関連</p>	<p>出確認書交付手 特殊営業変更届 ある場合 1 変更に係る事項が受付所の新設に係るもので 2 その他の場合</p>	<p>料 認書再交付手数料 特殊営業届出確 十六 性風俗関連 出確認書交付手 特殊営業変更届 ある場合 1 変更に係る事項が受付所の新設に係るもので 2 その他の場合 受けようとする場合 規定する書面の交付を受けようとする場合 2 法第二条第七項第一号の営業を営もうとする 者が当該営業につき受付所を設けようとするも のが法第三十一条の二第四項に規定する書面の 交付を受けようとする場合 3 法第二条第七項、第八項若しくは第十項の営 業を営もうとする者（2）に規定する受付所を設 けようとする者を除く。）又は風俗営業等の規 制及び義務の適正化等に関する法律の一部を改 正する法律（平成十七年法律第百十九号）附則 第三条第二項の規定により法第二十七条第一項、 第三十一条の二第二項、第三十一条の七第一項、 第三十一条の十二第二項若しくは第三十一条の 十七第一項に規定する届出書を提出したものと みなされる者が法第二十七条第四項（法第二十 一条の十二第二項において準用する場合を含む） 又は第三十一条の二第四項（法第三十一条の七 第二項及び第三十一条の十七第七項において準 用する場合を含む。）に規定する書面の交付を 受けようとする場合</p>
<p>一件につき千二百円</p>	<p>八千五百円に当該新設 に係る受付所の数を乗 じて得た額との合計額 一件につき千五百円</p>	<p>一件につき三千四百円 の合計額 と八千五百円に受付所 の数を乗じて得た額と 一件につき三千四百円</p>

香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十三年香川県条例第四号）の一部を次

のように改正する。

第二条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県精神保健福祉審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十三号

香川県精神保健福祉審議会条例を廃止する条例

香川県精神保健福祉審議会条例(昭和四十年香川県条例第十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和三十一年香川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表香川県精神保健福祉審議会の項を削る。

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十四号

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例を廃止する条例

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例(昭和六十二年香川県条例第十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃止前の香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例(以下「旧条例」という。)の規定により貸付けを受けた受講資金等の返還について、旧条例第八条から第十二条までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正

する。

香川県地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例（昭和五十七年香川県条例第三十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において廃止前の香川県地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定により奨学金の貸与の決定を受けている者に係る奨学金の貸与については、旧条例第二条第一項、第三条から第七条まで及び第十二条の規定は、その者がその日に在学している高等学校等に引き続き在学する期間（その日後に転学した場合にあっては、転学後の高等学校等に在学する期間を含む。）に限り、なおその効力を有す

香川県条例第四十六号

香川県地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年三月二十八日

香川県地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

三百四十八 削除		
----------	--	--

別表第一 第二表 手数料の部三百四十八の項を次のように改める。

2 香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。
（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

香川県条例第四十五号

香川県飼料検定条例を廃止する条例

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年三月二十八日

香川県飼料検定条例を廃止する条例をここに公布する。

4 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定による受護資金等の返還については、前項の規定による改正前の香川県事務処理の特例に関する条例別表第二の二十七の項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

二十七 削除		
--------	--	--

別表第二の二十七の項を次のように改める。

する。

る。

3 施行日前に旧条例の規定により貸付を受けた奨学資金及び施行日以後に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定により貸付を受けた奨学金の返還については、旧条例第
八条から第十二条までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中二十四の項を削り、三十五の項を二十四の項とする。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 附則第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定による奨学金の貸付及び奨学資金の返還については、前項の規定による改正前の香川県事務処理の特例に関する条例別表第二の二十四の項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています